

---

**開会宣告**

---

**議長(波岡玄智君)** ただいまから、平成 23 年第 1 回浜中町議会定例会を開会いたします。

---

**開議宣告**

---

**議長(波岡玄智君)** これから、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、10 番加藤議員及び 11 番鈴木議員を指名いたします。

---

**日程第 2 議会運営委員会報告**

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

5 番菊地議員。

**5 番(菊地哲夫君)** (口頭報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで、報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より17日までの9日間とし、うち12日、13日を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より17日までの9日間とし、うち12日、13日を休会とする事に決定しました。

---

### 諸般報告

---

**議長(波岡玄智君)** これから、諸般の報告をします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

---

### 行政報告

---

**議長(波岡玄智君)** 以後の日程に先立ち、町長職務代理者から行政報告の申し出が

ありました。

これを許します。

副町長。

**副町長(松本博君)** 本日、第1回町議会定例会を開催させていただきましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございました。

先の町議会から本日までの主たる事項について報告申し上げます。

(行政報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** 引き続き、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

**教育長(松本賢君)** 教育行政の主なものにつきまして、ご報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

---

#### 日程第4 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情書

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第4 審査報告を議題とします。

本件については、平成22年第4回定例会において社会文教常任委員会に審査の付託をしていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。6番中山議員。

**6番(中山真一君)** (口頭報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は採択を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(波岡玄智君)** 起立多数です。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第5 地域医療と国立病院の充実を求める陳情書

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第5 審査報告を議題とします。

本件については、平成22年第4回定例会において社会文教常任委員会に審査の付託をしていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。6番中山議員。

**6番(中山真一君)** (口頭報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** これより本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は採択を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(波岡玄智君)** 起立多数です。

したがって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第 6 所管事務調査報告

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 6 所管事務調査報告をします。

本件については、総務経済常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

**議事係長(箱石雄彦君)** (調査報告朗読あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** 委員長より口頭報告を求めます。4番松浦議員。

**4番(松浦明恭君)** (口頭報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** 本報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

---

## 日程第 7 発議案第 1 号地域医療存続のための医師確保に関する意見書の提出について

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第 7 発議案第 1 号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

**議事係長(箱石雄彦君)** (発議案第 1 号 朗読あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、発議案第 1 号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第7号 浜中町水産振興基金条例の制定について

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第8 議案第7号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長(松本博君)** 議案第7号 浜中町水産振興基金条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町の基幹産業として、地域経済を支えている水産業は、資源状況が低迷していることに加え、記録的な猛暑などの異常気象による秋サケやサンマの大幅の減産、燃油価格の高騰や魚価安で依然として厳しい漁業経営を余議なくされております。

また、TPPいわゆる環太平洋連携協定交渉参加を初めとする貿易の自由化、また資源管理・漁業所得補償対策等多くの課題を抱える中で、資源増殖や栽培漁業をより一層推進し、資源豊かで力強い水産業を目指し、もって漁業経営の安定向上を図る必要があります。このような中で、先に浜中漁業協同組合から200万円、散布漁業協同組合から100万円の寄附の申し出がありましたので、これに合わせ、町としても一般財源500万円の計800万円を浜中町水産振興基金として、積み立てようとするものであります。基金条例の第1条設置の目的では、浜中町の水産振興を図り、もって、漁業経営の安定と、地域経済の向上に資するためとし、第2条基金の積み立てでは、基金の積み立ては、指定寄附金及び一般会計、歳入、歳出予算に定めるところによるとし、第3条基金の管理では、基金に属する現金は金融機関へ確実にかつ有利な方法で管理することとし、第4条運用益の処理では、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入するとしております。第5条基金の処分では、水産業振興施策の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとし、第6条繰替運用では、町長が財政上必要であると認めるとき、確実な繰戻しの方法と機関及び利率を定め

て歳計現金として、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより運用できるものとし、第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則では、この条例は、交付の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、基金の運用につきましては、両漁業協同組合とも十分協議し、施策の検討をしてみたいと思いますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

9番野崎議員。

**9番(野崎勇君)** ただ今提案がありました、水産振興基金積立について3点ほどお伺いいたします。1点目は、この基金の積立に掛かった経緯について説明をお願いいたします。2点目は、この基金の運用をして、今後の現時点で考えられる施策についてお伺いいたします。3点目は、この基金の積立は、いつ頃までどのくらいの金額を積立てるのか。

以上の3点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただ今のご質問にお答え致します。まず1点目の基金の積立に至った経緯でございますけれども、一部、提案理由でも触れさせていただいておりますけれども、現在の水産業は資源状況の悪化や異常気象、燃油の高騰、更には価格魚価安また貿易に自由化等の問題、また後継者の問題と多くの課題を抱える中で、漁業の一層の振興を図り漁業経営の安定と地域経済の向上を目指すことは、本町にとって緊急の課題と認識しているところでございます。こうした事から浜中・散布両漁業協同組合とも機会がある毎に協議検討をしてきたところでございますけれども、既存の各種漁業振興施策の推進はもとより、今後も更に栽培漁業や、増養殖事業漁業経営の安定化、後継者の育成対策これらを充実する為に先に、両漁業協同組合から寄付金を頂いたところであり、この寄付金を元に町としても、一般財源で500万円程積立て、総額で800万円の基金増勢をしようとするものでございます。

次に、2点目の今後の施策についてでございますけれども、基金の処分につきましては、第5条で水産業振興施策、漁業生産や、漁業経営を目的とした施策として柔軟に対応して参りたいと考えておりますけれども、既存の施策はもとより今後、更に漁場整備や資

源管理、増養殖事業の促進、漁業後継者や担い手の対策、漁業経営の安定を柱に、両漁業協同組合と協議を重ねながら出来るだけ早期に、具体的な事業化を図って参りたいなというふうに考えているところでございます。

次に3点目の基金の積立額についてでございますけれども、これにつきましては、提案理由で1部ありましたけども、今年度、平成22年度から平成25年度までの間、4年間に渡り両漁業協同組合の寄付金を原資に年間800万円、4年間で3,200万円を当面積立てようと考えているところでございます。

**議長(波岡玄智君)** ほかに質疑ありませんか。

3番竹内議員。

**3番(竹内健児君)** いまいち分からないところがあるのですが、寄附金をもらったと、両漁協300万円、町で500万円と。それを核にして5年間それぞれ積立っていくと。それで総額を3,200万円ですか、これを原資にして、いろんな施策をしたいということですが、今お話をされた色んな点が出されて、それをこれでやるという事はとうてい不可能だというふうに私は感じたんです。

それで、寄附を元にしてということなのでしょうけれども、直ぐと言いますか急がなきゃならんという課題が、あるのかどうなのかという問題ですよね。もっと長期的な見通しで考えて行くのか、ここ4・5年の間のことだけを考えていくのか。そこの辺りが漠として解からないんですね。その辺りはどういうふうになっておりますか。3,200万円積立てたら、この基金はそれで終わりという事なんでしょうか。それともこれからずっとやっていくという事なんでしょうか。そのあたり明確にさせていただきたいというふうに思います。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただ今のご質問にお答え致します。まず基金造成につきましては、浜中漁業協同組合から200万円、散布漁業協同組合から100万円、そして町の一般財源の500万円を年間800万円。これを4年間積立して基金については当然、処分しない限りちょっとこう積立になると思いますけれども、先程も申し上げました通り、現在の漁業については、研究の課題が多数山積しているところで、その分4年間積立した中で当然、緊急の課題については今年度、来年度早急に対応して参りますけれども、これを全て取り崩して対応という事ではございませんし、従来からの既存の施作についても当然、予算化して参りたいと思いますのでご理解願いたいと思

っております。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** そうしますと4年間は、こういうふうに計画的に積立てると、4年間過ぎたらどうなるかという問題です。これは、一般会計の中で行っていくんだということでしょうけれども、4年間過ぎたらこの800万円という数字はもう目標には無いという事でしょうか。

それとも、それを利用して利益があがったら、それを積立てるという格好で、ここでは説明されていると思うのですが、そうしますと大きな仕事といいますか、対策はなかなか出来ないんじゃないかなという感じを受けるのです。

ただ、これを原資にしてお金を借りていくということだって、あり得ることだというふうに思いますけれども、いま緊急にやっぱり水産業の中で手をつけなきゃならんという課題が、実際にもう迫ってあるから、そこに早く使いたいんだというようなことでは無いんですね。その辺り分かれば教えて頂きたい。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、この基金の積立てについては、両漁業協同組合とも協議した中では、当面4年間の積立て3,200万円を原資に事業展開を進めて行きたいと。ですから25年度までは積立てしていきますけども、その後については、今のところ未定の状態です。

それと先程もお話ししてはいますけれども、緊急の課題というのは、本当に多数あります。これについては、新年度予算でも要求しておりますけれども、その他に新たにこの基金を活用して施策を検討してくという課題も今考えられております。というのは、現在、国で進めております資源管理漁業所得補償制度ですけれども、これにつきましても、この基金を活用して町独自として対策を講じていくことが出来ないか。

更には、燃油高騰の問題、近年、特に世界情勢の関係から原油の価格が相当高騰しております。今後とも石油の値段が上がるという事で、それらの対策についても、これら基金を使って対策が何か出来ないかというような事を、今後1年掛けて、この基金の活用した施策について検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** お金を借りる施策については。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** 答弁漏れがございましたけれども、この基金を基にお金を借りるという事は想定しておりません。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** そうしますと、やっぱりたくさんのもがあると。だけど、私は、的を絞る必要があるのでは無いかと当面ね。例えばの話ですが、プラスチック船が廃船になっていると。その処置をすとか、そういう点に若干補助を出すとか、そういう形であれば、よく分かり易い話になると思うのですが、あれもやる、これもやるという感じになっているのです今。何から手をつけるかというのは、今のところ出ていないと思うのです。だから、私はこういう基金があるのであれば、その基金がその地区の中で回ると循環してくということが大切でないかなというふうに思うのです。そういう事業として、これが役に立つんだと。それが、その漁業にも影響していくんだというふうになって行けば、これは凄い事になっていくんじゃないかなと思うのです。

それで、それがちゃんと回っていけば利益が上がって、それを更に原資にして、またやってくると色々な事が、やれるのではないかなというふうな発展的に考えないと使ったらもう終わりだと、基金が底をついちゃったということにならん方が私は良いと思うのですが、そういう的を絞るといふ点ではどういうふうにご考えておられますか。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただいまの御質問にお答えいたします。今回この基金条例本議会で提案させていただきましたけれども、まず、漁業協同組合の寄付金が先にあったということで、この基金を活用して今後どういう施策をするかというのは、正直言ってまだ両漁業協同組合とも十分な協議はなされておりません。

先程、申し上げましたとおり漁業には多くの課題が山積しておりますし、当然、通常の前算の中でも、一般財源の中でも対応していくべき課題も多くあります。この基金を活用して先程、お話ありましたとおり廃船の問題も確かにございます。この辺についても今後、両漁業協同組合とも十分協議しながら、どういう対策が出来るのか検討していきたいなというふうに考えております。

**議長(波岡玄智君)** ほかに質疑ありませんか。

10番加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 今、議員の方から質問した事で、ちょっとじっくりしていない部分があるので、それは、まだ両組合ともこれを何に使うかという事で細かい部分で

利用しないという事を言われると、もうこれ以上質問出来ないかなとは思うのですけれども、漁業でも農業でも振興資金というのもありますよね。

例えば、23年度の漁業の部分の産業振興資金貸付金なんていうのを見ますと、1,300万円予定されている。これは個人の漁家の方々が例えば、船に150万円の装備を付けたいとか、昆布乾燥機を建てたいんだというふうなことで、150万円から200万円借り受けるという時に、この振興基金というのが使われたんですね。

それで、私は副町長はじめ課長の説明を聞きながら、これももっと枠を広げて養殖事業をやる方だとか、そういう方が30万円、50万円で材料を買ったりする時に使うと。その4条で資金の運用から生ずる収益はと言いますから、これを貸付して、そしてまた戻してもらうのかなという、返してもらうその事によって、元金と利息と一緒に返ってくる貸付期間は5年間で、そして分割で返してもらうだとか、そういう仕組みなのかどうか。

それから5条でいいますと、例えば漁業協同組合や、あるいは何かその実行組合などが挙ってこういうものをやると。お金が必要だという時に、それを給付することもあるのかどうか。この5条については、そういうこともあり得るのかどうなのかということで、説明をお願いしたいと思います。それと最後に、第7条の基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定めるという文言がありますけれど、これはどういう事なのか。

説明がちょっと理解出来ないなので、説明頂きたい。以上。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の基金の関係で、産業振興資金の貸付等の枠の拡大というお話がございましたけれども、現在、産業振興資金貸付につきましては、両漁業協同組合を通じまして、毎年予算の編成前の11月頃には、希望を取りまして、今のところ漁業者の希望100%の予算計上を一般財源で確保しているところでございます。

今後につきましても、この産業振興資金の貸付けにつきましては、この基金とは別に最大限、一般財源で確保して行きたいなというふうに考えております。それと基金の収益の関係ですけれども、この基金につきましては、今のところ貸付けという事では無く、この基金を積立てた銀行の利息の収益の事を条例で謳っております。

ですから、例えば銀行に定期で積立して、それから発生する利息をここで想定しております。それと基金の処分について、水産振興施策の財源に充てる場合に限り、全部ま

たは一部を処分するということですが、当面、基金を貸付けるという事は今考えてはいません。基本的にはこの基金を取り崩して、財政的支援をしていくとそういうような基金として考えているところでございます。

それと7条の町長が別に定めるということですが、この基金の運用について、今後協議していく中で、例えば補助をするにしても、その補助要綱なり基金の運用をする為の運用の規則、これらを今後、制定していくという事でございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 産業振興資金とは明確に違うものだという事で、理解しました。それで、両漁協で水産振興施策をする場合に、それを活用するという事ですが、先程3番議員さんからもありましたように、何に使うんだという質問に対しては、それはまだ決まってないという話でしたけれども、何も目標ない中で、そういう話が出て来ないかなと思うのですが、例えこれが通って、そういうものに使わないにしても、具体的にこういうものに使いたいなという、やっぱり動機と言いますか、水産振興の施策に使うような、そういう基金だという事で2~3、例えばの例を上げてもらいたい。そうすれば、理解しやすいかなと思います。以上。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** この基金の運用につきましては、水産振興施策ということで柔軟に対応して参りたいという事で、これこれと言った施策じゃなくて、対応のしやすい柔軟な基金として考えております。

現在、行政サイドとして施策どういうものが考えられるかという事で、今考えているのは例えば、昆布漁場の雑海藻駆除の為の漁場整備とか各種魚種の資源管理、それと増養殖例えば、マツカワとかニシンあるいはウニとかアサリ・ホッキこれらの増養殖の推進、それと漁業後継者あるいは担い手の育成、それと漁業経営安定の為の対策これについては、特にどういう対策というのは今後、検討されて行くものだというふうに考えております。

それともう1つが、自然災害時に対する例えば漁具の被害、これらに対する漁業支援どういうふうな形で出来るか、こういうふうなことを今現在、検討しているところでございます。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 最後に1点だけ、6条の繰替運用なのですけれども、これは原資が1年800万円と4年間で3,200万円とそういう事ですね。ずっと読んで行くと施策の中で、間に合わない部分が一般会計から繰入れるというふうなことかなと私は理解したのですけれども、そういう事でよろしいのか。

そうする場合は、およそどのくらいの率で、一般財源から繰入れる事になるかなというふうに説明も出来たらお願いしたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただいまの第6条の繰替運用につきましては、町長が財政上必要と認める時について、一般会計の歳入として運用出来ると。基金を一般会計で借りて運用することができるというような条項でございます。

ですから、一般会計からこの基金に繰り入れるんじゃなくて、基金会計から一般会計が借入れするという、することが出来るという条項になっています。

**議長(波岡玄智君)** ほかにありませんか。

4番松浦議員。

**4番(松浦明恭君)** ただ今の課長の答弁にかかわりまして、御質問をさせていただきます。私は、この水産振興基金条例は新たに今後、浜中町の水産振興に充てる為の1つの原資を作ったという事で評価をしたいというふうに思っております。

しかしながら、ただいまの御説明を聞く限りは、現実的には、まずこれだという事が明確になっていないという事で、この4年間の中で、何が一番大事なのかということで優先順位を決めながら、検討していきたいというようなことだったのかなというふうに思います。それでお尋ねでございますけれども、例えばここでの質問の御答弁の中で、漁業補償制度あるいは燃油高騰対策、それから、ただいま質問の中でのっていました廃船処理ですとか、それと漁業資源、あるいはマツカワ、ウニ増養殖に対する振興。更には自然災害に対する対応3,200万円で出来る様な内容ではとうてい無い訳だと思えます。

そこで、ここの議会に出てくる度に、課長これをやりますと言う事は、私は適切ではないような気がするんです。本当にこれが有効に使われるために何が必要かというのは両漁協と本町がきちんと話し合っただけで決める、これが大前提になれば、それぞれ私たちが言った事に対してこれもやります、あれもやりますと言う様な、ただ今の答弁をされますと、こんなやり切れない事をやられる事になるんですよ。

ですから、明確な今現在、柱が無いにしても総経委員会でも先程、置かれている現況報告は深刻さは報告したとおりなんです。ですから、やらなければならない課題は沢山ございます。それを誰がどういう施策を望むのかという事を決めるのは、あくまでも両漁業と役場が基本的にまず発案する、この前提をしっかりと打ち出していきたいと思えますけれども如何でしょうか。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** ただ今のご質問にお答えいたします。先程の10番議員の方からご質問のありました今考えられる施策ということで、ご答弁をさせていただきましたけれども、私は、前段で現在行政が考えられる施策と申し上げております。

この政策の運用については、先程から、両漁業協同組合と十分協議しながら施策については検討すると申し上げておりますので、先程10番議員にお答えしました、色んな課題につきましては、現在の行政が考えられるもので、これ全てをこの3,200万円の基金でやるとは申し上げられません。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 松浦議員。

**4番(松浦明恭君)** ただいまの御答弁了解いたしました。御答弁の中で、やはり誤解を招かねない事が、やっぱりあるかなというふうに思いましたので、その整理のための質問をさせて頂きました。その通りどうぞひとつおやり頂きたいと思えます。

**議長(波岡玄智君)** ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第8号平成22年度浜中町一般会計補正予算(第5号)

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第9 議案第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

**副町長（松本博君）** 議案第8号平成22年度浜中町一般会計補正予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、総額5兆8,605億円に及ぶ国の第一次補正予算のうち、円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策として2,500億円を受けて実施する、地域活性化・きめ細かな交付金事業に係る経費のほか、年度末に当たり事業費の確定に伴う減額補正や財政調整基金・減債基金などの積み立てなど、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出で、1款議会費では、議会議員に要する経費で50万円の減額。2款総務費では、備荒資金組合超過納付金1億円、財政調整基金積立金1億2,100万円、減債基金積立金1億円を追加するほか、住民生活に光をそそぐ交付金事業に要する経費では、2月10日付で二次交付額の確定通知があったことに伴い869万2,000円を基金積立金として追加、きめ細かな交付金事業に要する経費では1億812万4,000円を追加補正いたしますが、これは国の補正予算を受けて実施するもので、繰越明許費となります。

これらを含め、総務費全体で4億2,657万円の追加。3款民生費では、老人福祉施設措置費に要する経費で600万円を減額いたしますが、これは対象者の退所に伴うものであり、このほか、後期高齢者医療特別会計繰出金で396万円、介護保険特別会計繰出金で362万7,000円をそれぞれ減額するなど、民生費全体で2,721万7,000円の減額補正。4款衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金は131万8,000円を追加し、浜中診療所特別会計繰出金は673万2,000円、水道事業繰出金では233万6,000円をそれぞれ減額補正、これらを含め衛生費全体で2,186万2,000円の減額。5款農林水産業費、農業費の道営草地整備改良事業負担金などの減額や新規就農者誘致事業補助の補正は、いずれも実績によるものであり、農業費全体で195万9,000円の追加。林業費では、町有林管理に要する経費など、全体で272万3,000円の減額。水産業費では、水産行政に要する経費で、浜中漁協に対する高度鮮魚製品鮮度保持事業補助などで639万6,000円を追加するほか、水産振興に要する経費で水産振興基金積立金として800万円を追加補正。このほか事業

費の確定による減額・追加などにより水産業費全体で3,041万円の減額。6款商工費では、観光施設に要する経費で、霧多布岬周辺木柵設置工事の事業費の確定による減額など、全体で592万円の減額。7款土木費の町有建設車両に要する経費1,651万4,000円、公営住宅建替えに要する経費915万6,000円、下水道事業特別会計繰出金1,926万円の減額は、いずれも事業費の確定によるものであり、全体で5,181万3,000円の減額。8款消防費では、事業の確定などにより73万4,000円の減額。9款教育費では、中学校費で教育用パソコン整備に要する経費606万7,000円の減額など、実績によるもので、教育費全体で1,525万円の減額となっております。10款公債費では、地方債償還利子などで2,137万8,000円の減額。11款給与費では、1,708万5,000円の減額。

以上により、今回の補正額は2億3,363万7,000円の追加補正となります。

一方、歳入につきましては、一款町税は個人町民税など最終収納見込みにより、全体で970万8,000円の追加。8款国有提供施設等所在市町村交付金222万6,000円の減額、9款地方特例交付金902万7,000円の追加はいずれも交付額の確定によるものであり、10款地方交付税では、普通交付税において本年度の交付決定額未計上分1億8,488万5,000円の追加。11款交通安全対策特別交付金30万円の減額は交付額の確定、12款分担金及び負担金585万円の減額、13款使用料及び手数料916万6,000円の減額は、いずれも実績見込みによるものであります。

14款国庫支出金では、国の補正予算に伴う住民生活に光をそそぐ交付金の交付額の確定により869万2,000円を追加し、同じくきめ細かな交付金につきましても、7,799万7,000円を増とするほか、事業費の確定などにより、全体で7,399万9,000円の補正となっております。15款道支出金では、水産業費補助金490万円の追加など、全体で615万1,000円の補正。16款財産収入では、立木売払い収入626万2,000円の追加など、全体で569万1,000円の補正。17款寄附金では、社会福祉費寄附金10万円を追加するほか、浜中・散布両漁協からの寄付金、計300万円を水産業費寄附金として、今回計上させていただきました。

18款繰入金では、事業の確定により人づくり基金繰入金160万円を減額するなど全体で121万円を減額。20款諸収入では、歳入の確定などで207万2,000円の減額。21款町債では、事業費・許可額の確定などにより3,810万円の減額補正。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は64億2,063万8,000円となりま

す。

次に、第2表繰越明許費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金事業220万円、きめ細かな交付金事業1億812万4,000円を計上しておりますが、いずれも事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする、金額の限度額を定めようとするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正につきましては、追加で農業経営基盤強化資金の利子補給の支払契約に係るもので、平成22年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は平成23年度から平成44年度までとし限度額は2,586万7,000円にしようとするものであり、一方は、漁業近代化資金の利子補給の支払契約に係るもので、平成22年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は平成23年度から平成32年度までとし、限度額は277万4,000円にしようとするものであります。

次に、第4表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び許可額の確定に伴う補正であります。

以上、議案第8号の提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**議長(波岡玄智君)** 税財政課長。

**税財政課長(松橋勇君)** (議案第8号 補足説明あるも省略)

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後12時58分)

**議長(波岡玄智君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号の補足説明を続行します。

税財政課長。

**税財政課長(松橋勇君)** (議案第8号 補足説明あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2番落合議員。

**2番(落合俊雄君)** 何点かについて質問をさせていただきます。

今回の補正は、大きな部分で言いますと、2億の基金積立と備荒資金の超過の分の1

億円、合わせて3億2,000万円程度が要するにいわゆる貯金に回っていると。その他の事については交付金を使った事業、それと財源調整という事で補正がなされているというふうに、今の説明からは受け止めたのですが、そうした中で何点かお尋ねをさせていただきます。

まず23ページであります。雑入に関して23ページの一番上でございます。ふれあい交流保養センター売店収入他というは850万円程の減額補正がありました。この減額の率が当初予算と対比しますと40%、すなわち当初比6割しか実績が見込めないということに結果としてなるわけであります。この部分につきまして、入浴料については、今回は控えますけれども、結局ここにおいてになっているお客さんの消費行動というものについて、どのような認識を持たれているのかと。まず、その辺が第1点であります。入浴したまたは来館したその際に、どの程度のお金をそこで使うかということがあります。要するに、お金を使いたいと思える消費行動を促すようなものがそこにあるのかと。もしくはそういうところに何か配慮が欠けていて、結果的にその消費が伴わないということになっているのか。その辺の点について、どのように受けとめておられるかという事を、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

それから次に、きめ細かな交付金事業に要する経費でございます。先ほどの補足説明の中にありました議案関係資料の1ページであります。この中で茶内駅前広場改良工事調査設計並びに工事というものがあろうかと思えます。このいわゆる茶内駅前広場と言われるところについては、以前にちょっと確認致しました。これは町有地ではなくて、JRの所有地だというような事だったように思いますが、今回のこの工事は、そこを整備するということなのかどうか。まず、その部分についてお答えをいただきたい。

それから同じく、この中の郷土資料収蔵展示館という、やたら難しい名前のものがございますが、こことそれから霧小特別教室この2つの建物でございますが、いわゆるこの最初に申し上げた郷土資料云々という、ここには今何も入っていないのかと。確か入っていると思えますが、いわゆるこの2つの建物に入っているものを、今後どういう所に保管もしくは廃棄するという、そういう部分について、はっきりしたものがあれば、この際、お聞かせをいただきたいというふうに思えます。

それと次でございます。45ページのし尿処理に要する経費についてであります。いわゆる合併浄化槽設置事業補助345万円減額という事になっております。この部分に関しましては、広く町民に希望者を募るということであったと思えますが、これだけの

減額ということは、やっぱり町民への理解はまだ進んでいないというふうな認識でよろしいのか、それとも行政側の努力が足りないと、これは裏返しになるかもしれません。この辺について、どのようになっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから59ページです。公営住宅建替えに要する経費、茶内団地に木造の平屋の一棟5戸の公営住宅は完成して、既に入居が終わったのかなというふうには思っているのですが、お尋ねしたい点は2点ございます。

1点目です。これはここに限ったことではないのですが、いわゆる工事、公営住宅新築工事請負費885万円の減とあります。要するに、これは契約が確定した時期はいつだったのかと。確かに入札状況という議会の毎にお知らせたり、契約に関しては議会の承認というような事ではっきり提案はされるのですが、この工事はっきり契約が確定したのはいつ頃だったのかなと。他にもいっぱいあるのですが、取り敢えず代表して、この問題をお聞かせ頂きたい。それと公営住宅にかかわってですが、この新しい建物に入居された入居の基準というのは、どういうところにあったのか。色々、周辺に住んでおられる方々から、一体あの新しい建物に誰が入るんだろうというような素朴な疑問が多少寄せられました。そういうことから、入居基準はどうなっているのかと。

それから公営住宅というものは、本来、例えば愛玩動物ペットですね。ペットでも色々あります。小動物いわゆる犬・猫の類であります。こういうものを公営住宅の入居者が飼うということは認められているのか、いないのか。色んな状況を私も垣間見ますので、果たしてその辺については、どういう規則があるとすればどうなのか。飼ってもよろしいというふうになっているのか、それとも飼う事は望ましくない禁止ですとか、そういうふうになっているのかどうかについて、ちょっとお答えをいただきたい。

以上です。宜しく願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** まず1点目の歳入23ページのふれあい交流保養センター売店収入他という850万3,000円の減額補正のことに、ご質問を受けましたのでお答えをさせていただきます。

まず、当然この減額には入浴の減というものが前提にございます。当初7万人という期待数字を持って、当初予算組ませていただきましたけれども、現在3月見込みで来ましても5万5,000人ということで、6万人を初めて割るという様な状況に現在ござ

います。というのもやはり町内の入浴者は増加傾向にございますけれども、町外からの観光客等の入り込みが昨年は不振だと。その不振の月については、行楽シーズンの5月から9月までの間に大きく落ち込んでいるということでございます。これは観光客の入込み等の調査にも表れているのですが、比例した形でゆうゆの入浴も落ちているという事になります。

それで、館内売店収入という事ですから当然、品物を揃えておいております。まず品物についてはアルコール類、ビールそれからお酒、焼酎それとアイスものでは、ソフトクリームそれから清涼飲料水、缶ビールそれから多少のお菓子それから牛乳、それと町の物産昆布の乾燥品、昆布製品が主であります。それと昨年に販売を開始しました、昆布の船という町村会広域プロジェクトの中で使われている物も、販売するようにしております。これが大筋の売店収入の源になってはいますが、これがアルコールにあつては、年々やはり交通の安全という意味で、当然、飲酒運転等の問題がありまして、これは急激に年々下がってきております。それと雑菓子ということで数少ないですけども、お菓子類を置いています。これらも少子動向の関係で、ゆうゆで買うよりはコンビニで買った方がお得ということで持ち込みがあります。

それら等々で、このような落ち込みになっているということで御理解願いたいと思いますし、これからもこの販売品については変わりなく置いておきたいと思いますし、町の昆布製品、醤油なりとろろ昆布なり昆布の船等は、これからの町の特産品ということで置いて行きたいというふうに思っております。そういうことでご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。議案資料のきめ細かな交付金の茶内駅前広場改良工事でございますけれども、議員おっしゃるとおり、茶内の駅前につきましてはJR用地でございます。また、一部農協さんから土地を駐車場用地ということで借りております。今回この交付金を活用しまして整備をしようとするにつきましては、その農協さんの土地も含めて、JRの土地も含めて改良しようということでございます。

それと公営住宅の関係で、工事の確定時期ということですが、入札は昨年7月21日に実施しております。本件につきましては、議会の議決を要する契約であることから、仮契約し7月29日臨時議会をもって承認をいただきました。本契約は7月3

0日、工期につきましては8月2日から12月10日。完成が12月10日で、検定を12月15日ということでやってございます。それと入居の基準でございますけれども、今回、茶内地区で公営住宅は建て替えということですので、入居者につきましては、周辺に住んでいます茶内A団地、B団地に入っている人達を入れるということでございます。またペットの件でございますが、猫・犬等でございますが、ある市ではそのペットに関して色々問題になっている事もありましたけれども、その駄目だとか良いとか言う明文化されたものは実はございません。あくまでも入居者に明文されたものはございません。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（大澤文明君）** 共同資料収蔵展示館解体工事で御質問をいただきました。ここで旧青少年会館といえばお分かりになると思いますので、旧青少年会館という名称で若干説明をさせて頂きたいと思っております。

御承知のとおり旧青少年会館、昭和44年に建築されたものでありまして、42年経過したという事で雨漏り、また色々なところで老朽化が進むその中で、アリーナに郷土資料収蔵ということで資料を展示して参ったわけでございます。この度、この交付金を活用して解体をしていこうということで予算化という動きになりました。

そんな中、資料の状況をこの中にどう入っているのかということのお尋ねでございます。私共、展示施設の未整備の収蔵資料というのが旧青少年会館に76点、それと小学校というお話がありましたけれども940点程、霧多布小学校の特別教室の、使わない所に一時保管していただいているという経過がございます。それで今回、この解体をしますと、どうなるのかという事でございます。青少年会館の76展と940展、当然、未公開の展示のできない資料でございますが、これがふた手に分散しているという事から、これを1度集約しようと。それで、何処にその物を集約して行こうかということで、現在、廃校施設利活用検討委員会こういうものが庁内組織として立ち上げられておりまして、この中で現在議論というか審議をいただいておりますけれども、私ども今考えているのは、閉校校舎が何校かございますけれども、これの校舎を利用させていただいて、まずは一時集約し確認と整備を進めていくと。ここから当然、展示に向けての施設整備という事も検討していかなければならないかなということで、取り敢えず老朽化した施設の解体と一時集約する場所と、そして整理しながら今後、検討して参りたいと考えております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**町民課長（川村義春君）** 45ページのし尿処理費にかかわっての御質問にお答えをしたいと思います。合併処理浄化槽につきましては、21年度から補助をいたしております。21年度の計画は10基分。それに対して実績が5人槽で2戸分、7人槽が3戸分という事で5戸実績としてございます。

それから平成22年度につきましても、計画は10基分の計画で実績は5人槽が3戸、それから7人槽が3戸という事で、6戸の実績に留まっております。それで当初予定としては900万円予算を組んでいたわけですがけれども、今回その実績減ということで345万円の減額になったわけでありまして。PRが不足していたんじゃないかというような御指摘もございますけれども、私どもは出来るだけ普及を促進しようということで、広報紙を通じてPRをしたり、個別に平成21年度は散布地区を優先にということだったので、散布地区の養老散布の向かい側の4件、あるいは養老散布地区それから渡散布地区に働きかけを致しました。出向いて現地説明会を渡散布等についてはやっておりますけれども、なかなか経済状況が進展しないということも含めて希望者が少なかったわけです。そんなことを含めまして、今回ですけれども平成23年度におきまして、未整備地区の208戸、当時は219戸ありまして21年度に5戸、それから22年度に6戸やりましたから、残りが208戸になるわけですがけれども、これについては渡散布、湯沸、下海岸、姉別市街地を含めて208戸あるわけですがけれども、これらの地区の皆さん全戸に悉皆調査という形で整備意向調査を実施する予定であります。

4月中に、これを回収致しまして5月から改めて募集を募ると、こんな事に対応して参りたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**2番（落合俊雄君）** お答えをいただきましたけれども、まず1点目の部分であります。850万3,000円の減額補正ということにかかわって、入浴者も減ったと言うことのお答えも合わせてありました。私が聞きたかったのは、要はそこでどういう消費を促すような物があるのかと。その商品というんですか対象も含めて、しっかりと検証されると、努力もされているという説明もありました。

ただ、これだけを見ますと例えば今年度、当初から見て850万円と先ほど言いましたが、計画に対して40%の減だと。要するに単純に入浴者で割り返しますと、お一人がそこでお使いになるお金というのは、220～30円程度にしかならないのですよ。

これでいきますと。この220～30円という程度しかお金を、やっぱりそこで落とさないという事が現実にあるという事を、もう少し真摯に受け止められたらどうかというふうに思います。と申しますのは、本来であれば、次年度の部分でありますから、あまり申し上げたくはないのですが、やっぱりそういうところから、その次の、次年度の計画なり見込みを立てる場合に、もう少しそういうところに工夫をされたうえで、計画を立てられるべきだろうと、そういう計画をもっておられるのかも知れませんが、どうもその根拠がちょっと見えてこないかなという、そういう気がいたしましたので、今後、更にこの売店収入というものに関して魅力ある商品といいますか、そういうものも一方で工夫しながら、やはり消費行動の実態というものを、もう少し見極められた方がよろしかろうというふうに、ちょっと思いましたので今後、どういうふうなことをお考えになっているか、あればお答えをいただきたいと思います。

それから次に、交付金の関係であります。茶内駅前広場はJRと農協の所有地を対象にしているということでもあります。これに接続する町道が一本なぜかある。ある訳ですね実際には。ところが、これは相手が道路ではないものですから、行き止まりの町道という事に現実的にはなる訳です。以前、お願いして駅前広場の除雪が余り芳しくないという住民からの申し出がありまして、何とか除雪も少し考えてくれと。ここに町道があって、その先が駅前広場JR用地だということになってくると、ここはどうやって貫通するんだというようなお話をさせていただきまして、何とか対応をしていただいている。その辺について感謝はしているのですが、今後も、やっぱりこういう所のその部分で、例えば町が改良工事をしますよね。今後、その改良した部分が傷んだとか、なんとかという今後もきちんと、その分の維持管理は町がしていく、そういう事になるのでしょうか。その辺の確認をまずしておきたいと。

それから、公住に関してです。入居基準というのは色々あるのかも知れない。建て替えという事だから現在、入居者ということから、中から希望を取って順次入居させているというような、そういうことになっているんだろうと思います。このまま行きますと来年度、その後、あと2年残ってこれで2棟建てるという計画があるわけですが、最終的に最終年度には1棟、現在ある公住を解体して、その跡を使って建てるということになると思うのですが、今回の入居者、入られた入居者の後にやっぱり順送りに入っている訳ですよね。そうすると移転をされた方も中にはおられるわけですよ。新しいところじゃなくて古い所から古い所へという方もおられるように思うのですが、その中の一部

にさっき言ったペットをお飼いにしているお方がおられると。いわゆる公営住宅でありますから、ペットを住宅の中でお飼いにすることは結果として、いろんな部分で支障が出てくるのではないかと。建物に傷が付くとか臭い、そういうものを含めまして果たして、その方がずっとそこにお住いになるということを想定して、公営住宅というのは、お建てになっている訳では無いはずであります。仮の住まいだというふうなことから言いますと、その辺の基準が特に無いというお答えでしたので、果たしてそのペットを例えば自分の入る前任がペットを飼っていたと。なんかちょっと違うんだよねという話が出て来ない訳でもないし、反対に町の方針は、そういう所にはあまり人を入れたくないというか、別な対応をするというようなことも、おやりになっているのか、いずれにしても、ペットを公営住宅の中で飼うということに対して、もう少し色々な部分でお考えになられた方がよろしいのかなという気がしますので、その辺については、今後どのようにお考えになるのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいなと。

それから、旧青少年会館並びに霧多布小学校特別教室に保管されている、その資料というものに対して閉校校舎利活用検討委員会内部で検討しているけれども、閉校校舎を利用するというようなお答えをいただきました。基本的には、この部分が膨大な数であります。さっきのお答えですと合わせて1,000点を超えております。こういうものに関して、今後も例えば仮の保管場所として閉校校舎を活用すると。そこに移すということにすることも、ひとつの方法かも知れませんが、やっぱりもう1回、ここで保存されている資料というものを、きちんと確かな目でご覧になって果たして、これが今後も残すべき資料なのか、はたまた見るには忍びないと、これは色々な経緯から寄せられた物もあるとは思いますが。

ですから、その寄せられた個人の意思を無下にどうこうという話になると、これもまた大変難しい話になるかもしれませんが、要するに町としては寄せられた物は大事にしなきゃいけないという立て前はあったとしても、やはり資料という価値観を、どこか基準を設けになって、そこでは一端整理をされるというのも1つの方法かと思えます。それは、寄せていただいた個人に対してやっぱり失礼というか思いは分かるのですが、やっぱりこれを機会に、こういう事になるかも知れませんか、寄せられた方の名前は恐らく残っているのだらうと思うし、その分については、一定の言葉なり文書なり何なりを持って、しっかり今回こういうような形にさせて頂きましたというような事でも伝えて、あり余る資料を見せることも無く、ずっとこれからも保管するというのはあまり考えら

れない話であります。

実際に、文化センターにある資料も含め、例えばあれを廻しながら見せると、展示品を変えながら、これも見せたいあれも見せたいと多分、重複するものがいっぱいあると思うんですね。やっぱりその辺は、もう少し整理をされると、今回これを機会にされた方がよろしいのかなというふうに思います。以前から検討されていると思いますけれども、なかなかそういうことをやるというお答えが余り聞いたことがないので、やる時はやるという、そういうしっかりしたお答えを頂ければと思いますが。

それから、浄化槽の関係であります。今課長から残り208戸に対して積極的に色々な調査をしながら意向を聞きながら、進めていくというお答えがありました。これはある意味でいうと受け手にとっては、いろんな都合なり事情もあるかと思いますが、やはりその辺も含めて、町としてもしっかりと説明をされて、やっぱり良い環境を作るという、そういう観点からこの事業を当然導入されているだろうし、推進されていると思いますので、しっかりと対応をこれからもしていただければということをお願いしたいと思います。この件に関しては了解をいたしました。他の点についてお答えを頂ければと。

**議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**まちづくり課長（瓜田正之君）** 1点目のふれあい交流保養センターの売店収入に關しまして、再質問にお答えさせていただきますけれども、議員申しているとおり今の状況ですね。今一度しっかり実態把握しまして見直し出来るものは見直して、商品について地場の物はこれからも売れる、売れない関係ありますけれども、やはり店頭でPRするという事も、ゆうゆの1つの役割というふうに考えておりますので、これについては継続させていただきますけれども、他の品物等について今一度、検証していきたいと思しますのでご理解をお願いします。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** それでは、茶内駅前広場の今後の維持管理ということでお答えいたします。JR用地でございますので、JRの方と協定を結んで今借りているというか、使用している状況でございます。その協定の中に維持管理については、町側と言いますか、私どもの方でやるという協定内容になっております。

ですから、今後その維持管理については、町の方でやらなければならないものでございます。それで、ペットでございますけれども、なかなかこのペット難しいものがある

と思います。家族の一員だという認識している方も多いですし、私はそういうのは嫌いだという人も居りますので中々難しい問題で、それを自分の家で無い公営住宅と一緒に住まわれているということで、ある意味好ましい状況ではないと思います。仮にそういう方が退去した場合、ある程度その現況に復旧しながら、次の方に入居してもらうという事でございます。それと、今後の対応でございますけれども、何らかの対応を考えたいなと思います。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（大澤文明君）** 旧青少年会館と申しますか、これの解体工事に当たって当然、収蔵資料を移していくと、どういう形になるかということのお尋ねでございました。旧青少年会館の先ほど76点とお話ししましたけれども、昨年、私もこの資料確認をして来ました。生活用具が21点とか農業用具が46点とか漁業用具が8点、商工機器等の関係が一式という事で確認をして参りましたが、当然、その歴史的なもので相当使われてきているという物で整備を要するものもありますし、こちら辺の扱いをどうするかなど。

また霧多布小学校の方にも900何点お預かりしておりますけれども、出来れば1カ所で展示出来るような形のものがスペース的に出来なく、そして小学校の特別教室に置いていただいたのは、子供たちの授業の一助になればなという事で当然、相当傷んできているものというのが見受けられます。こちら辺を、この度の解体工事をひとつの契機としまして、どこか閉校校舎の適当な場所で、できるだけ大きい場所が必要ですが、そこでもう一度確認と整理。これは収蔵出来るもの、それから展示していくもの、こういう区分をしっかり進めていきたいなということで、まず、一時保管場所という形で、現在、廃校施設利活用検討委員会で適当な場所に議論を進めているところでございます。

また、今まで色々と町民の皆様から御好意でこういう物があるよと、そういう連絡は今年になっても3件ほど、私の係の方に電話をいただきました。一昨年は1件ありました。その都度確認に行かせていただいて、私どもの収蔵しているものと重複しているのかどうか。また、そこら辺の値踏みと言えは怒られますけれども、これが今後、展示できる物なのか。相当修理をしなければ展示が出来ないのかという事で、色々そこら辺も悩みながら現在やっているところでございますけれども、あくまでもまだ、これは収蔵の資料である。先程、文化センターの郷土資料室のあそこの部分との兼ね合いはど

うだと昭和62年に文化センターの施設が出来た時にプロが設計をなされて、あの形で余り備品が動かないような物がありました。それでも相当の料金をお支払いして、あのスペースが出来たのかなと感じておりますけれども、今後、その確認と整理を進めながら文化センターにも展示出来る物は何なのか、そういうものが必要になってきております。そんなことで、今まで御好意で収蔵品を寄せていただいた方は、その時代その時代で礼状というか、報告というか、そういうものはなされていると思いますけれども、今後ともそういう形でお話があれば、どのような活用をして行くのかというのは、その都度、報告なり礼状なりということで対応して参りたいなと思っております。

そんな事で現在、壊しますからそれだけで終わるわけでもありませんし、今後も町広報とか、そういうものを通じて眠っている歴史的な資料の提供、これも呼び掛けて行かなければなりませんし、第5期の総合計画の中でも、郷土資料、歴史的遺産そういうものの展示に当たっての検討は進めて行かなければならないと、そういう事で考えておりますので、初めにまず、一時集約し確認・整理を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**2番（落合俊雄君）** 再々質問になりますけれども、ゆうゆに関しましては、課長お答えにありましたけれども、これからもしっかりと精査をして、やっぱりきちんと取り組んでいただきたいという事で、これ以上のことは申しません。もう少しきちんと整理していただければというふうに思います。

それから、公住のペットであります。今お答えの中に退去した後は、一定の原状回復をしてというお答えの中にありました。ペットを飼っていると、それなりの経費が掛かるのです。転居した後、現状を回復する為には要するにその部分を付加出来ない。住宅料にね。修復するのにお金を掛けるのは所有者である町であります。使用者はペットを飼っていようがいまいが、余程の事情がない限り、そういう損害に対しての損料を払うということは無いのかなというふうに思います。そこに不公平が生じませんか。

それから、やっぱり先ほどお答えの中にありましたけれども、ペットそのものに対して、嫌悪感とまでは言わないですけれども、やっぱり受け入れられない、受け付けない人も中にはおられる訳ですし、隣近所にそういう方が居るかも知れない。そういう時に、どう対処するんですかと。難しいって事は分かります。でも決めれば良いのです。公営住宅はあなたのものでなくて、私共のもんです。あなたにお貸ししているだけです。

要するに住宅料だけ払えば、後の多少のことは目をつぶりますという、そういう事ではなくて、一定の制約は加えさせていただきますという、そういうものがちゃんと無ければ、今後も極端なことを申し上げますと、新しく出来た公営住宅にペットと共に引っ越されたら、どうなりますか。そういうことも含めて古いところだから、まあいいやと目をつぶるのでは無くて、古い新しいは別であります。いずれにしても町のものであります。公のものであります。その物に対して、手心というか匙加減を加えるということは、やっぱりどこかで手抜きですか目をつぶる部分が大きくなっていくという、ひとつの引き金にもなりかねません。しっかりとした、その基本方針をお示しになることが望ましいのかなと。今後においても、少なくとも今町内においては、町外から来られる方も含めて、先ほどの総経委員会の調査報告の中にもありました、高梨の住宅が無いと。それ以外含めて町内で住宅、住む場所は無いのかというそういう問い合わせは結構あると思うのです。そうした中で、そういうような管理の徹底基準がしっかりしてないという事は、ちょっとどうかと。住宅を提供する事情によって、自己所有の家を持たない。また持たずにここへ来た。そういう方に提供する一時的な施設としての公営住宅という観点から行くと、来年出るかもしれない、10年居るかも知れない、20年居るかも知れない、出たいと思っているかも知れないですね。だいたい色んな方がおられる訳ですから、そういう中で出来た所に対して、それこそ40年入られる方も居るかどうか解りませんが、そういう方もおれば5年ぐらいで移られる方もおる。やっぱり色々な状況があるので、そういうきちんとしたひとつ決まりはこの際、お作りになったら如何かと、しっかり検討していただきたいなというふうに思います。

それから、郷土資料の関係であります。一時保管をして、その後というお答えでありました。そういう部分も当然解ります。でも何処かで整理をしなくてはいけないという部分は当然起こり得る話であります。それと加えますと、やっぱりこういう資料の中には、子どもというか児童、小学生なり中学生にやっぱり郷土の歴史を語る、見せるというのもひとつ資料としての活用もしっかりされるべきだろうと。

現在、現状の教育の中でそういう部分というのが、そういうものを活用した授業というものは行われているのかどうか私は分かりませんが、場合によっては、そういうものも、しっかり活用すべき時はしていくということも1つの考え方かなと思います。

それと、最初にお尋ねするのを忘れたので、この際申し訳ないのですが、青少年会館であります、青少年会館のいわゆる茶内八幡神社側の方にある小さな和室みたいな所

あるのですが、あそこは解体する予定はあるのですか。あれはそのまま残すのですか。一部あそこの神社の祭典をやる時に、あそこは控え室とかなんとかという、色んな形で活用している部分がありますので、あの部分を含めて取り壊すという事なのかどうか。その辺だけ最後確認をさせていただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** ゆうゆの件はいいんですね。

建設水道課主幹。

**建設水道課主幹（酒井俊一君）** ただ今の公住のペットの件でございますけれども、条例規則で明確に書かれていないのですけれども、好ましくありませんし、苦情も若干ありますので、まず新居入居の方には飼わないという事をお願いしていくと。

それと現在、既にペットと同居されてしまっている方については、御協力ご理解ということで説得して、なるべく早くその状態を解消してもらえるようにしていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（大澤文明君）** まず開拓資料といいますか、郷土の歴史という部分では、今までも町内の児童生徒が文化センターの部分で歴史というか、こういうものを学んでいただいております。

また、霧多布小学校の所にあるものも、霧多布小学校独自で活用なさっているお話は聞いておりますけれども、この度の確認、整理という部分にあたって、ただ今のお話のとおり、もっともっと児童生徒に郷土の歴史というものを学んでいただきたいということでの展示については、十分検討して参りたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから旧青少年会館の解体の関係であります。ここの建物のお尋ねの部分は壊しません。これは茶内自治会の地域活動といいますか、コミュニティーの場で利用いただいておりますので、2年ほど前から茶内自治会の方と打診を4回させていただきました。解体に当たって、私どもは更地にしたいのはやまやまですけれども、現在自治会の方でお使いになっている。ただ、これも平成15年からの経過がありまして、お使いになっているという部分を確認しておりましたので、茶内自治会の方にお話をさせていただいて、今後どうするのかということの打ち合わせもさせていただいた中で、床面積は666.3㎡あるのですけれども、この中の木造の25.9㎡これは残しても何ら影響が敷地上で無かったものですから、ここを残す形での解体工事と考えておりますのでご

理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 8番鈴木議員。

**8番（鈴木敏文君）** 2点お願いいたします。歳出31ページきめ細かな交付金事業の維持補修工事の中の火散布、丸山道路局部改良工事、この場所を確認させていただきたいと思います。

それともう1点、71ページ給食センター管理運営に要する経費、最近岩見沢市で大規模な食中毒が発生した訳でありますけれども、その報道を受けてその改善あるいは対処、変更した事があるのか無いのか。この点をお聞きいたします。お願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** きめ細かな交付金の御質問にお答えいたします。火散布、丸山道路局部改良工事でございますけれども、道道から丸山の市街地といいますか、丸山に入る左カーブになります、あそこでございます。まちづくり懇談会等で過去随分長い間、改良してくれという事で要望がありました。中々町の方も手を付けられる状況ではなくて、今般、この交付金がありましたので地元の要望を解消し、交通安全等に寄与するということで今回考えております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**給食センター所長（金田哲也君）** 食中毒に関する御質問にお答えいたします。日頃から衛生管理の面につきましては、十分気をつけるよう指導しておりますけれども、岩見沢市の例の食中毒の事件が第一報を受けた段階で、まだ原因ははっきりはしていなかった訳ですけれども、衛生管理を徹底するよという事で、まず1回指導しまして何となく分かった頃にもう一度、更に日頃からこの衛生管理マニュアルというものを基に仕事をしている訳でございますけれども、これらの徹底について指導し直しております。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**8番（鈴木敏文君）** そうしますと第1点目の火散布、丸山道路局部改良ですけれども、ここをなるべく直線化したいとカーブがきついので。でも、その土地の問題があって中々出来ないんだという事でありましたけれども、それが今回、土地の問題が解決して、ある程度緩やかな道になるのか、なったのか。あるいは、それは諦めて舗装工事だけするのか。その点をお聞きしたいと思います。

それと給食センターの関係ですけれども、最近の報道によると岩見沢市が、損害賠償

に应じるという事で、確か1億数千万円になるのではないかという報道でありました。民間ですとPL保険というのがある訳でありますけども、町にはそういう保険があるのかどうなのか。また起きた場合、その損害賠償にどのように対応するのか。その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** 今お話ありました、カーブの土地でございますけれども、地権者の方と了解を得まして今回こういう形になります。希望であれば直線化ということですが、奥の方に住宅が建ちましたので直線化にはなりませんけれども、カーブが若干緩やかになって、見通しが良くなるというイメージでございます。

以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**給食センター所長（金田哲也君）** 施設管理の面において、そのような損害賠償を請求された場合には、管理者が当然、損害賠償をしなければならないという事で、町の方で、正式な名称はちょっと覚えていないのですが、総合賠償保険といったようなものがあると。入っておりますので、その方で措置されるようになるかと思えます。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 1番福沢議員。

**1番（福沢栄君）** 1点だけお聞きしたいと思います。55ページの港湾整備事業に要する管理者の負担金。本件に関しましては2,570万円程ですが、1,000万円有余？は船揚場の関係、もう1点は東防波堤の関係というふうなことでございますけれども、船揚場に関する件は事業が完了しておりますので、この点は理解をする訳でございますけれども、もう1点の東防波堤に関する1,000数百万円の補正。これに関しては、もっか事業が継続中でありまして、この関係を補正するというふうな点は事業が縮小をされたのか。あるいは、初年度要請に関して予算が年度越しになっておりましたけれども、これらの関係で今回の補正がなされているのか。お知らせをいただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ただいまご質問のありました、直轄港湾の整備中の負担金2,570万2,000円の減につきましてのご質問でございますけれども、当初予算では港湾整備事業費全体で2億3,500万円、これに対する負担金4,900万円を

計上していたところでございますけれども、昨今の公共事業費の大幅な削減に伴いまして、今年度の事業費が1億1,200万円程度まで削減された事に伴い、今年度の負担金2,570万2,000円を減額したところであります。懸案であります東防波堤の改修につきましても、当初2年～3年程度で改修をしようと考えておりましたけれども、後段の23年度予算におきましても、余り事業費が望めないということで、計画期間も多少伸びてくるのかなというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 福沢議員。

**1番（福沢栄君）** 東防波堤、御承知のように200m程度は、かつて10数年前から改修をしなければならない施設であった訳でございますけれども、いずれ当時の港湾に関して、いろんな構想が他に、あるいは浮かび去って行く中で、今日まで危険だという看板を立てなければならぬくらい、実はあの施設を待たせておいた訳でございますけれども、これらに関して当初、改修の予定を更に事業費が削減されたというふうなことにしまして、最も大事なこの東防波堤の工事が完成出来得ないのではないかなというふうなことで、危惧をしている訳でございますけれども、これらに関して今削減されて、更に予定の年度が延々するのではないかなというふうな説明でありますけれども、この200mの2分の1は、昨年補修された訳でございますけれども、2分の1程度ですけれども、これらに関しての見通しが未だに出来ないというふうなことにしまして、もう一度、もう少し突っ込んだ説明をいただいておりますというふうに思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ただいまご質問のありました、東防波堤の改修についてでございますけれども、霧多布港湾の中でも、特に老朽化が著しい築50年以上経過しているという施設でございます。現在、国の方にも、この施設の早急な改修を求めているところでございますけれども、先程も申し上げましたとおり公共事業費の削減、中でも地方港湾や小さい漁港の工事費の削減が、昨年度から大幅に出てきております。これにつきましては、平成23年度以降も出てくるのかなというふうに、予想されておりますけれども、今年、来月4月に24年度の予算要望という既に港湾の整備事業の方は、もうスタートしておりますけれども、この中でも東防波堤の整備を最優先に国に求めていきたいなというふうに考えております。この東防波堤につきましては、延長が約160mでございます。平成22年度で約40m整備して、残りが120mというふうになってい

ます。これで行くと単純に延長を割り当てると、今後3年くらいは、まだ掛かるのかなというふうに考えております。先ほどからの繰り返しになりますけども、老朽化して倒壊の恐れもありますので、早急に改修するように国に求めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 福沢議員。

**1番（福沢栄君）** 私の聞きたいのは、完成年度が、もう2・3年というような見通しの様でございますけれども、先般も漁業の振興資金の積立等々に関して、質疑があったわけでございますけれども、とりわけ今この水産に求められているのは、昆布漁業を補足する増養殖事業であることがいうまでもない、というふうに思う訳でございますけれども、この関係に関して、今の東防波堤に関係をして北防波堤が1本出ておりますけれども、その北防波堤の北側に港湾域があるわけでございますけれども、この空間にもう1本堤防を設置し、今の東防波堤を若干延長して静穏域を作るというふうな構想が、実は浮かび上がり話題になりました。これらに関しまして、それが構想通り行かなかった点に関しましては、どこがあるいはどういう点が弊害になったのか。恐らくは、水産課長の当時課長ではなかったのかも知れませんが、こういった話題を知りたいというふうに思っておりますので、現行と合わせながら、その辺の説明を聞かせていただきたいというふうに思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ただいま御質問の、北防波堤の北側にもう1本の防波堤を設け、その中で増養殖を活用できればというこの構想でございますけれども、私が記憶しているこの構想では、平成9年度ですから10年の3月に霧多布港湾の長期構想が策定されております。この中では現在先ほどお伺いしました、北防波堤の外側に新たに防波堤を造るという計画は載っておりません。その時には、旧日東捕鯨側の用地を拡大して、そこに船入場とか、新しい防波堤を整備するという基本構想はありますけれども、その10年3月の基本構想の中には、先ほどの北防波堤側の整備について構想は無かったというふうに承知しています。

ただ、この北防波堤も実は建設後、相当年数が経過しているという事で、国の方とも将来的な、この改修について一度協議したことはございます。この時に防波堤を壊して新たに整備するよりは、先ほど議員おっしゃられた通り、北側に新たに防波堤を積んで、この防波堤を保護するとかいうお話もその時にはありました。

ただ、それが現在の霧多布港湾の整備計画の中に位置づけされているということではなくて、将来的な改修の中でそういう議論をしたことがございます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 福沢議員。

**1番（福沢栄君）** その点は理解しましたけれども、その切々な構想が実現出来なかったその理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。予算なのか、あるいは漁業者間の問題なのか、あるいは漁協対自治体なのか。こういった面、確かに御承知あるだろうというふうに思いますので、核心でございまして、ひとつお知らせをいただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 平成9年に策定した、基本構想の関係だと思っておりますけれども、この基本構想で主に多額な事業費というのが、旧日東捕鯨側の東防波堤の東側の基本構想でございます。それと現在、整備中の東防波堤に新たに耐震岸壁を整備するというような基本構想で事業費につきましても、100億円以上の多額の事業費が掛かると。

それと現在、漁業を中心とした霧多布港湾だという事で、大型船というか漁船漁業の衰退により利用する漁船数も大幅に削減されてきているという事から、この基本構想については、先の町で持っています港湾審議会の中でも審議をしていただきながら、この計画を縮小してきたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 9番野崎議員。

**9番（野崎勇君）** 53ページの水産行政に要する経費、高度鮮魚製品鮮度保持及び漁場管理事業補助639万6,000円についての補足説明がございましたが、両事業とも今年度末の補正となっておりますが、この事業内容について、その経緯と申しますか、補正についた経緯をお伺いしたいと思います。というのは浜中漁協のこういった事業構想の中で、来年度に向けた事業方針だと漁協側は、そういう話を私ちょっと聞いておりますので、今年度に至った経緯をお伺いしたいなと思っております。

もう1点は同じく、53ページの漁港工事、地元負担が1,050万円の減額については、散布漁港整備にかかわる負担金と認識しておりますが、当初見込みと比較して事業費がどの程度少なくなったのか。これについてもお伺いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ただいまご質問にありました、高度鮮魚製品鮮度保持事業

補助347万5,000円にかかる御質問でございますけれども、この事業内容につきましては、1つ目に浜中漁業協同組合の高度鮮魚製品鮮度保持事業という事で、冷凍コンテナ冷凍能力が、日だいたい5tから6tくらいの冷凍コンテナを一機設置しようとするものです。

これにつきましては、事業費が580万円、道の交付金が270万円、町の補助金が77万5,000円ということで、合計で347万5,000円を補助しようとするものでございます。もう1点が同じく事業主体、浜中町漁業協同組合で浜中海域の漁場調査や管理事業に使用しております管理船の購入でございます。事業費につきましては、508万6,000円で道の交付金が220万円、町の上乗せ補助金が72万1,000円で292万1,000円を補助しようとするものでございます。この両事業とも平成23年度の予算編成に当たりまして、浜中漁業協同組合と毎年12月に事業計画について協議をしていたところで、浜中漁業協同組合としては23年度事業として要望していきたいというお話がございました。その後、北海道の方から地域づくり交付金が一部未執行があるという事で、二次募集をするというお話がございましたので、浜中漁業協同組合と協議しまして、この事業を前倒して事業を実施したらどうかという事で協議し、北海道の方に交付金の要望を先にしたところでございます。

これにつきましては、既に北海道の方から交付金の内示も受けておりますので、今回の補正となったところでございますので、ご理解願いたいと思います。もう1点、漁港整備にかかわる工事の地元負担金1,050万円の減額でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃられたとおり現在、整備を進めております散布漁港の外港の整備にかかわる負担金でございます。これも負担金1,050万円につきましては、当初事業費約4億円を想定して計上しております。この中に物揚場にかかる用地整備ですけれども7,000万円の事業費、これに対する負担金1,050万円を計上していたところでございますけれども、先程来、申し上げました公共事業費の削減に伴い、平成22年度の散布漁港の事業費が2億8,642万9,000円で予算配分されたことから、先程申し上げました用地整備7,000万円の事業を止めましたことから、今年度、負担金が発生しないということで、今回減額の運びとなったところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 野崎議員。

**9番（野崎勇君）** 説明内容は解りました。一番やはり望んでいるは、散布の組合員

の皆さんの思いだと思います。これを減額することによって、工事そのものが若干遅れるのかなという気はします。というのは、やはりあそこの港の中に養殖施設等の、たくさんの方のそういった設置がされております。その漁港が出来ることによって、そういった養殖事業なりなんなりが拡大できるという、そういった希望というものが組合のみなさんにはあると思います。こういった公共事業の削減の中で大変な事業だと思いますけれども、やはり出来るだけ1年でも早く、そういった事業が完成して組合の皆さんの要望といいますか、そういった期待をいち早く出来るようにお願いしたいなと思いますので、そういった補助事業の削減の理解は解りました。よろしく申し上げます。

**議長（波岡玄智君）** 4番松浦議員。

**4番（松浦明恭君）** 31ページきめ細かな交付金事業に要する経費にかかわって、お尋ねをいたします。まず解体工事の関係でございますけれども、1点は霧多布小学校の特別教室の解体工事に伴いまして跡地の利用状況といいますか、それが分かっておりましたらお知らせをいただきたいというふうに思います。

また現在、霧多布小学校の教員の乗ってきている車に対しまして、駐車場が相当狭いかなと思うのですけれども、それがこの解体工事と連動して駐車場整備につながるものかどうか。その辺も含めてお知らせをいただければと思います。

次に、先ほどの2番議員さんの質疑の中でもございましたけれども、郷土史料館の関係でございます。霧多布小学校それから茶内の関係合わせて1,000点を超える資料があるという御説明ありました。その中で課長さんの方から再整備といいますか、再選別をもう一度してみたいというような、お答えがあったというふうに思うのですけれども、この場合こういう郷土資料という位置づけというのは、どういう物差しでやるのが良いのかなというふうに思うのですけれども、例えば学芸員だとか、そういう専門家の物差しは果たして要らないのかどうか、というふうに思うのですね。

多分、その処理をしなきゃならないものも出てくると思うんですよね。そう考えますと寄贈された方にしますと、一体どういう物差しで、これが残りこれが廃棄されたのかという事になると思いますので、これはただ単に教育委員会の判断ですよということでは、少し説得力が足りない感じがするんですよね。

ですから、その裏付けといいますか、そういう専門家の観点から、現在あるものと重複するものはこういうものなので、これとこれは廃棄しましたというようなお墨付きがあった方が、私はいいかなと思うのですけれども、そのお考え方を聞かせていただきました

いということと、学芸員ならではの展示の方法、活用の方法、そういう専門的な視点からも、いわゆるそのアドバイスも頂けるのではないかと思うものですから、それを含めたお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

3点目でございますけれども、これもきめ細かな交付金事業ですけれども。町民パークゴルフ場の改修工事にかかわってでございます。これはもう何回かこの場でも質問させていただきまして、いわゆるパークゴルフ場の、熊さんコースの排水処理の問題、水処理の問題がありました。これは長いこと懸案になっておりまして、ようやくこういう形で予算組みをしていただけて良かったなというふうに正直思っております。

したがって、その観点から何点かだけちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、まず全体的な工事はどのような形、どのような工事内容になっているのか。その時期は何時やられるのか。そして、この事業を行うに当たって、協会への説明がされるかどうか。それと以前から気になっておりました、熊さんコースの特に立木の下枝払いですね。これの計画はこの中には盛り込まないのかどうか。あるいは、それについての検討をされたかどうか。その辺を含めてちょっと御回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

**議長（波岡玄智君）** この際暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時28分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号の質疑を続けます。

管理課長。

**管理課長（金田哲也君）** きめ細かな交付金事業の中の、霧多布小学校特別教室の解体工事にかかるご質問にお答えをいたします。

まず、解体した跡地の利用につきましては、グラウンドの延長という事で考えておりますので、とりあえずそこに駐車場という考えは、今のところはっておりません。当面は役場の駐車場等を利用していただけて、なるべく地域、周辺住民の御迷惑にならないようにして行きたいと思っておりますけれども、近い将来、学校の校舎敷地の中で駐車場のスペースをなんとか設けたいというふうに考えております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（大澤文明君）** 郷土資料収蔵展示館解体工事にかかわりまして質問を

いただきました。

現在、本町で全体の収蔵資料というのが1,685点ございます。そのうち展示、公開しているのが文化センターの669点でございます。先程、2番議員にもお答えいたしましたけれども、旧青少年会館には76点、霧多布小学校は940点というのが内訳でございますけれども、御質問のこの資料どのような形で今後、展示なり活用していくのかという御質問だと考えております。

当然、その歴史的資料という価値観という物差しというものを、誰がどのようにやっていくかという課題を抱えているのが事実でございます。そんな中で、まずは私も一次集約し各分野というか、ジャンル毎に整理と確認これを進めていくのが、まず一番先だろうということで、この度、そういう御提案を申し上げているところでございます。まず、そういう形で整備、確認をした後に物差しとおっしゃいました、どなたがどのようにこの資料を価値観という形、それから後世にどのように利用が出来て行くのかという展示の方法、これを課題だと考えております。当然、その学芸員とかそれから展示に当たっては、専門家も多々おられると思います。

また、展示の仕方という方法もあろうかと思えます。そういう部分も当然、今後、検討して行かなければならない課題だと思っておりますけれども、まずは現在あるものの確認、整理から始めさせていただきたいなと思っておりますので、そこから初めて資料収蔵の価値観と、そして展示の方法について検討を進めて参りたいと考えております。

次に、パークゴルフ場の改修工事に当たって内容についてお尋ねがありました。まず、工事の内容でございます。工事の延長が156mを計画させていただいております。施工の方法でありますけれども、今までも暗渠排水ということで、パイプが入ってありましたけれども、そのパイプが目詰まりをして、ただいまじゅくじゅくいつも配水が出来ない状態になってきている、今回その150mの暗渠パイプの施設という事で、やって行きますけれども一番幅の取るところでは、幅では1.5m深さも0.8m。その中に150mの暗渠パイプを敷設していくと当然、周りは切り込み砕石やっていきますけれども、傾斜地につきましては一部コンクリート平板か、また河川用の連結ブロックこういうものを組み合わせながら、基本的には芝張りをもう一度やり直すという工事の内容で考えております。

また施工の箇所というか、場所でありますけれども議員御承知のとおり、熊コースのAとBとあります。まずAコースの方は5番から6番、そして延長線上の9番。一番水

の落ちる場所9番ですけれども、そこにやっていくのと、もう1つはBコースのほうの1番から3番が、ちょっとY字のような形で施工をして参りたいなという事で考えております。

それから施工の時期でございます。芝張りが最終的に目につくものですから、これをやっていく時期というのが、芝が本当に翌年度利用できるのは12月の中旬までが一番きついところかなと。施工としては10月頃から12月の中旬までに終わられるような時期の設定をして参りたいかなと。ここらへんも技術の関係もありますので、建設水道課の方とも十分に話をしながら、時期の決定をして参りたいなと考えております。

それから協会への説明ということでもあります。この度の工事の予算化に当たりまして、パークゴルフ協会ほとんど役員の方が多かったんですけれども、一昨年、数度に渡りこの部分について、どのように改善していけばよろしいのかという事で、1年前から色々な工法でどのようにして行ったらいいのか、時期についてのお話をさせていただいております。改良、改修するのはいいけれども、自分たちも23年度も大会を抱えていると、そういうお話の中で工事の期間と重なる部分は、当然利用が制限されるのか。

また、そこを使わないでプレーが出来るのかという事も、色々話をさせていただいております。役員さんまた事務局長さんからも早く良くなる事だから、どこかではやむを得ないのかなと。それから大会・通常の利用の制限も致し方ない、そこら辺は理解しているので、ただ、そう言いながらも工事は利用者に絶対怪我のないようなやり方をしていかなければならないということで、23年度に向かったの、工事期間中の大会日程の調整と、それから、熊コースの一部を利用しないで、利用できるかという事も前回は話をさせていただいております。

こんなことで、役員また総会が4月・5月にありますので、その中でも協会として、協会には説明をさせていただくという、お話をいただいておりますけれども、この予算が可決されましたら、もう一度、ここら辺の御質問の部分も併せて協会の方に、説明をして参りたいなと考えております。

それから最後に、支障立木の処理はどうなっているかということで、これも2年前程から、議員からも色々アドバイス御指摘いただきました。そんな中で、22年度11月にクローズした時点で、協会の皆さんにも労力奉仕もいただけませんかという事でお話をさせて頂きました。10人くらい当日、出るという話でありましたけれども、たまたま他の協力者がおられまして、機械力のあった方達と私ども先にやってしま

いまして、この熊さんAのいつもその芝が剥げてしまう部分は、この工事も考えておりましたので、昨年の11月に全て処理をさせていただきました。そんなことで見通しを少しつけまして、工事にかかって参りたいなと、そういう内容で、ただいまも検討しておりますので御理解をいただきたいと思えます。

**議長(波岡玄智君)** 松浦議員。

**4番(松浦明恭君)** それぞれ御答弁ありがとうございます。まず霧多布小学校の特別校舎の跡地の解体につきましては承知をいたしました。現時点で先生方の車の台数というのは、どのくらいあって駐車場に何台入って役場の方に何台入っているか、お解りでしょうか。将来考えたいという事ですけれども、将来の構想はとりあえずあるのかどうか。ただ将来考えるということなのか。その辺だけちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

それから、郷土史料館につきましては、いずれ本当の意味で篩にかける時期がやっばりくると思うのです。今の状態ですと今までと全く同じで、とりあえず置いとくという形に、やっばりなっているものが出てきますから、だから保管だけの目的だと廃校校舎を利用するという視点では、それで当面は仕方ないかなというふうに思うのですけれども、ただ、いずれそれを利活用するんだということになってきますと、その時点では恐らく、教育委員会で篩にかけた後については、やはりそういう専門的な方の視点をもらって、やるということが必要になると思えますけれども、その見通しは今のところは無いという事でよろしいですね。その将来いつになるかも全く分からない、とりあえずは保管だけを考えるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

それから、パークゴルフ場の関係ですけれども、これにつきましては、おおよその工事内容は分かりました。その下払いにつきましても、これも了解いたしました。10月からということですが、大体シーズン終わりの時期ですから、切りも限りも無くて、基本的には根本的に直してもらうという事が大事ですから、是非その時期に多少ぶつかる時期はあるという事で仕方ないというふうに思えますので、それ踏まえて、しっかり水処理ができるような形での内容で、お願いしたいというふうに思えますので、これについての御答弁は結構でございます。

**議長(波岡玄智君)** 管理課長。

**管理課長(金田哲也君)** 霧多布小学校の駐車場の関係でお答えをいたします。現在、職員は18名おりまして、このうち2人が霧多布で学校の近くという事で、16台くら

いが車で通っていると思います。このうち霧多布小学校の駐車場は10台くらい止められるかなというふうに考えてはおりますけれども、このはみ出た部分、役場の駐車場にお願いしているということでございます。

これで、近い将来という事でしたので、新年度予算の方でちょっとお願いしておりますけれども、霧多布小学校の屋内運動場の改築に当たって、ちょっと計画している所でございまして、それに合わせて、その駐車スペースを少し取れないかという事で、今、検討しているところでございます。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 生涯学習課長。

**生涯学習課長(大澤文明君)** 郷土資料の関係のまず私は、先ほどお答えしたのは確認、整理であります。確認と整理から進めていくという事でお話をしておりましたけれども、第5期総合計画の中でも、展示利活用ということで、どのように検討するかという事でも項目としては上がってきてございます。

ですから、まずどうするのか、いつやるのかと言う事は今お答え出来ませんが、私ども職員の展示資料に対する研修というものも、もっともっと進めて行かなければなりませんし、学芸員という専門家を例えば、将来承継するに当たっても、何時になるかというよりも、まずは釧路管内の中でも学芸員が各市町村におりますので、そういう方たちと相談するとか、そんなことでやはり展示が基本だと思っております。

それに向かって、色々な方策を練って何処から出来るのか、優先順位をつけながら整理をして検討を進めて参りたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長(波岡玄智君)** 松浦議員。

**4番(松浦明恭君)** 他のことにつきましては了解を致しました。

郷土史料館の関係につきましては、実は、そのことをお聞きしたかったんですね。物として、やりようがなくて置いているんだという事は、やっぱりこれは寄贈された方々に対する思いとしても、やはり如何なものかなというのは当然残りますので、だから活かしてあげると言う事は大事だなというふうに思っています。

それと私は、霧多布小学校の展示も茶内の保管状態も、どちらも見させていただいております。やはりその展示のありようとして、ちょっと勿体ないなというふうな思いもありまして、もう少し活かし方もあるんじゃないかなと。あるいは限界もあるなというふうに感じるのが正直あるのです。置いているものを見ると、これも限界あるなという

のもありますから、その辺の活用するものと、とりあえず保管せざるを得ないというものの、その仕分けというものが、やはりただ単に教育委員会の視点ではなくて、活用するという視点を明確に持った学芸員とか、そういう専門家のやはり物指しを入れて、今後検討をしていただきたい。時期は問いませんので将来の考えとして、是非これは入れて頂きたいというふうに思います。御答弁は結構です。了解しました。

**議長(波岡玄智君)** 6番中山議員。

**6番(中山真一君)** 何点かについてお尋ねをいたします。15ページ歳入常設保育所保育料180万2,000円の減額、へき地保育料343万5,000円の減額、町営住宅使用料324万4,000円の減額、これは減額しなければならなかった理由ないしは、当初見込みに対して入っていないという事は、その辺の数字的なものとか、そういうのを教えて頂ければなと思います。

次に、23ページ資源物売払い収入600万円増、これは単価の変更という事で説明があったかと思いますが、内容を詳しく教えていただきたいなと思います。

次に31ページ、きめ細かな交付金充当事業一欄の中で、それぞれ、これ繰越明許に出るということは、今年度22年度じゃなくて、23年度になるのだと思いますが、いつ頃発注して、それぞれ事業がいつ頃の完成予定なのか。4番議員の方からのパークゴルフ場については10月、12月という事をお聞きしていますが、それ以外の事についてお尋ねさせていただきます。

次に、給食センターの管理運営ですけども、これも8番議員さんの方から質問ありましたが、例の食中毒の問題で報道によりますと、各給食センター、道なりに保健所の立入検査が入っているというふうにお聞きしてはいますが、浜中の給食センターにつきましては、立入検査があったのかどうか。そして、その時に何か指摘事項があったのかどうか、それについてお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** 14ページの歳入の関係で、へき地保育料と常設保育料についての、収入についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に常設保育所の保育料ですけども、当初105人を見込んでおまして、当初予算で2,768万3,000円の予定をし、実際に4月当初で入所された方が94人で、105人の予算に対して11人の入所減であったと。それと現在1月末で117名の入所がありまして12人プラスとなっておりますけれども、所得それから入所の

予定数を、当初の予定数を満たなかったことによって180万2,000円の今回、収入減を予算計上しているということでございます。

それと、へき地保育所の保育料でございますが343万5,000円の減ということで、当初同じく105人も見込んでおりましたけれども、4月1日の入所時点で80名の25人分、現在1月末で85人の在籍で20人の減という事で、当初の見込み数を下回ったことによって、343万5,000円の収入の減を予算計上しているという事でございます。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** 歳入15ページの町営住宅使用料の減額324万4,000円についてお答えをいたします。22年度当初予算では、予算を4,326万4,000円としておりました。今回324万4,000円を減額し、予算的には4,000万円となっております。調定額でございますけれども6,068万4,362円となっており、この差引き約2,000万円あるのですが、これにつきましては21年度の決算審査委員会の付議意見にもありましたとおり、滞納の分が十分納入されてないということの表れでございます。ということで、この調定に対する予算の部分につきましては、今しがた言いましたとおり滞納の部分でございますので、この滞納の解消に向けて努力したいと思っております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 資源物売払い収入の600万円の追加でございますけれども、税財政課長の説明では、単価の改定によるものということでございます。そのとおりでございます、実績見込みによる追加でございます。

当初、昨年の実績見込みということで512万8,000円を予算計上しておりましたけれども、売却単価が、若干もち直しまして増えたことによって、現在の実績としては1,100万円、約1,200万円近くになりました。そんなことで、単価の改正によって増えたという事です。当初は4月から9月までの単価と、それから10月から2月までの単価ということで、年に2回単価見積を取って、売払いをしているという状況でございます。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 管理課長。

**管理課長(金田哲也君)** きめ細かな交付金にかかる解体工事、霧多布小学校の特別教室の解体工事の時期でございますけれども、解体という事で音が出る工事になりますの

で、できるだけ夏休みの解体がよろしいだろうということで、今、7月中旬から9月下旬あたりを、お願いしているところでございます。

もう1点、食中毒にかかわりまして給食センターに立入り検査が入ったのかということでございますけれども、今のところ入っておりません。それで入っておりませんけれども、先ほども申されましたとおり、衛生管理マニュアルに沿った形で衛生面での指導を徹底して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点ございました。散布小中学校のボイラーの改修工事でございますけれども、これも、なるべく夏休み中にしていただきたいということで、7月下旬から9月の下旬頃を予定しております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** それでは、きめ細かな交付金の発注時期でございますけれども、建設水道課が所管の部分でお答えしますけれども、まず委託料につきましては、早急に発注しまして、全体の計画を立てまして、その後の工事は、その後の発注というふうになります。続きまして西7線道路及び霧多布西通りにつきましては、昨年22年度からの継続といえますか、引き続きの部分でございます。ちなみに22年度、西7線は7月の中旬から11月の初めまでの工期となっております。霧多布西通りにつきましても、同じ工期となっておりますので、今年もそのような工程になるかと思えます。

また火散布、丸山道路につきましては、設計等準備が整い次第発注したいと思えます。出来るだけ早期発注ということで考えております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** きめ細かな交付金事業にかかわる、建物解体工事の中の総務課にかかわる旧教員住宅の解体工事、旧茶内第三小学校の教員住宅の部分ですけれども、それにつきましても、きめ細かなということで地域の経済対策となる訳で、地域の建設業者さんに発注したいと思えますので、なるべく早い時期にというふうに考えておりますけれども、まだその時期ははっきり決定しておりませんが、側にパークゴルフ場なんかもありますので、それらの支障がないような形で、きちんとした設計ができ次第、早急にというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思えます。

**議長(波岡玄智君)** まちづくり課長。

**まちづくり課長(瓜田正之君)** 霧多布湿原センター改修工事でありますけれども、発注時期はちょうど無休で運営に当たるような時期に入ってくると思えますので、来館

者等々の利用に支障のないように、現在5月の連休終わりを初めとして6月中旬ないしは、下旬にかけて現在のところ、指定管理者であるトラストと打ち合わせ中であります。

**議長(波岡玄智君)** 生涯学習課長。

**生涯学習課長(大澤文明君)** 生涯学習課の方では、まず郷土資料収蔵展示館の解体であります。先ほども、霧多布小学校に保管していただいているという部分がありますので、小学校の特別教室が7月・8月ということになると、私どももう少し前に発注していかなければ、資料の運搬ができませんので運動しながら、ここら辺の時期を考えて、事業を進めてまいりたいと思っております。

また、パークゴルフ場につきましては、4番議員にお答えしましたとおり10月から12月の中旬頃までに完了できるような、工事の進め方をお願いして参りたいと思っております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 中山議員。

**6番(中山真一君)** まず常設保育所の保育料、へき地保育料、町営住宅の使用料について答弁がありました。人数等の事だけ言われまして、町営住宅の使用料については決算委員会等でも問題になっているところですが、この常設保育所の保育料、それからへき地保育所の保育料、22年度分のみで結構です。未納者はおりますでしょうか。その場合に何名でしょうか。町営住宅の使用料、これも22年度分だけで結構です。現在250のうち、何戸未納が発生しているのか教えていただきたいと思っております。

それから、資源の資源物の売払い収入、約1,200万円近くになるということで、大変良いことだなと思っておりますが、具体的に単価が、こういう見積もりをしていたのが、こういうもので売れたんだと、量としてはどうだったのか。その辺も詳しく教えていただければなと思っております。

それから、きめ細かな交付金事業、これ先ほど茶内駅前の設計委託早急にかけて、それに引き続き改良工事をやるという事でしたけれども、もし時期が分かればと言いますのは、花咲線が今年開通90周年の記念事業だと、それで8月の上旬に行事があるようですから、それまでに間に合うのかどうか。ちょっとその辺で、特に茶内駅前の広場改良工事、いつ頃になるのかももう1回教えていただければなと思っております。そういう意味で、きめ細かな交付金充当の事業は多分、これ全部を町内業者がやることになるかと思っておりますが、やはり建設業界も仕事が少なくなっている中で、大変嬉しい事業かなと思っております。

ただ、夏場に集中していて果たして大丈夫かなという気はしますけれども、出来るだ

け、これも町内業者でやることになるかと思いますが、それ以外の所が、もし町内業者に出来ないものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 資源物売払い収入の単価の変動について、私の方から先に説明させていただきます。

当初予算では、アルミ缶が40円それが4月単価で135円。10月単価で102円になりました。それからスチール缶ですけれども、これが単価前年実績では12円。これが4月単価で36円50銭、10月単価で26円というふうになっています。ペットボトルについては、当初15円これが33円、10月も変わっておりません同じく33円。これはキロ単位です。量については、今のところ当初予算では出していますけれども、実績は金額で出ていますので省略させていただきたいと思います。とりあえず単価を申し上げます。ペットボトルは15円これが33円。紙パック10円が4月段階で12.2円、10月段階では変わっておりません。段ボールも前年実績が10円、4月段階で11.1円、10月も変わっておりません。新聞が11円、これが4月段階で12.5円、10月段階も12.5円で同じです。雑誌が6.5円、これが4月段階で11.2円、10月段階も変わっておりません。その他紙容器、これが1円でしたが、これが4月段階で10円20銭、10月段階も変わっておりません。白色トレイが10円、これには4月段階で17.3円、10月も変わっておりません。発泡スチロールこれは10円、4月単価で30円、10月単価も変わっておりません。廃食用油は5円です。これは4月段階でも5円、10月段階も5円。雑鉄が11円、これは4月段階で30円50銭ということで変わっておりません。この他、22年から集めました衣類、これは4月段階で3円という事で、これの合計が先ほど言いましたように実績で1,100万円ちょっとになっていると。3月末まだ完全に終わっていませんから、これを含めると今年度については1,200万円を超えるんじゃないかと、このような計画といいますが、このような状況でございます。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** 保育料の納入についてのご質問にお答えさせていただきます。常設保育所で一部未納をされている方が3件。それとへき地保育所で、現在まで一部未納をされている方が1件。4月からは何も入っていないという方は、誰もおりません。金額につきましては、ちょっと把握してなくて申し訳ないのですが、滞納繰越

現年度分、それぞれ収納努力をさせていただいている訳ですけれども、本年度におきましても、現年度をなるべく保育料の未納を少なくするような努力を現在させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** 町営住宅の使用料でございますけれども、22年度の納入状況については、恥ずかしながら件数等押さえておりません。

なお、予算的な話をさせていただきますと、調定額が現年度分で4,090万円です。それと予算が3,700万円を予算ということで、金額的に現年度約300万円が未納といたしますか、未納になるのかなというふうに思っております。

それと、きめ細かな交付金の発注時期でございますけれども、茶内の駅前広場の件でございますけれども、花咲線の開通、実は8月というのはいま聞いたものですから、これに間に合うかどうかは、今ちょっと可能であれば間に合うような形で、工事施工出来ればいいなというふうに思っております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課主幹。

**建設水道課主幹(酒井俊一君)** きめ細かの事業が地元が発注可能かどうかということですが、業者選考の指示は建設水道課の担当ではございませんけれども、業務の内容、工事の内容から想定される事でお答えしたいと思います。

まず、一番上の委託業務に関しては、コンサルタントは町内に居りませんので、町外という事になると思います。それと、下から2番目の散布小中学校のボイラー改修工事、これも設備業者は町内に居りませんので、2点以外は町内業者に発注可能と考えております。以上です。

**建設水道課課長(佐藤佳信君)** 今は人数の資料がございませんのでお答え出来ません。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 中山議員。

**6番(中山真一君)** 今の町営住宅の使用料につきまして、22年度でもって今、町営住宅250何戸でしたか。そのうち22年度でもって未納している件数は何件あるのかと言ったら、これ補正予算出されているということは、これだけの予算書を作っているのですから、それが答弁できないというのは如何かなと思うのですが、ということは、これ町営住宅の使用料というのは1年分集計している訳ですよね。そのうち、250何件のうち何件と。答弁できないのであれば、やっぱりこの辺は教えて頂きたいと思う

のですが、今の段階では無理だということですか。ちょっとその辺、行政のやり方は分からないのですけれども、その数字が出せない根拠を教えてくださいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** 議員さん求められている22年度の未納につきまして、金額は予算的に押さえていますけれども、具体的な数字を、今はちょっと持ち合わせておりません。後でお示ししたいと思います。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 今日の議会中に間に合わせるように御答弁申し上げます。

7番成田議員。

**7番(成田良雄君)** 2点程質問します。41ページ感染症対策に要する経費、予防接種料助成で90万円が減となりますけれども、その減の理由ですね。これを説明願いたいと思います。

また、2月の臨時議会でヒブワクチン、肺炎球菌の該当者が実施されましたけれども、報道によりますと、5例の死亡事故という因果関係は、まだまだ分かりませんが、今のところ一時接種を中止するという事でございますけれども、我が町においては、通達が来ているのか。また、子宮ワクチンも大変希望者が多いという事で、ワクチンが供給できないかもしれないという事で、その件についても通達が来ているのか。その点答弁をお願いしたいと思います。

それと45ページ、ごみ減量化対策に要する経費と、昨年資源リサイクル活動奨励交付金がされましたけれども107万2,000円が減となりました。その減の理由をお願いしたいと思います。

また、町内会で活発に、この資源リサイクル活動しましたけれども、この効果としてどのような効果があったのか。また、資源リサイクルが先ほど収入増という補正をしましたけれども、この活動をした分で、どれだけの資源リサイクルの収入があったのか、述べて頂きたいと思います。また、色んな町内会への取り組みがあったと思いますが、各町内会において、どのように取り組んで資源リサイクルの活動を推進してきたのか。また、問題点も若干あったかと思えます。本年度もまた交付金がされると思えますけれども、その点について、どのように今後取り組んでいくのか。この2点だけ説明をお願いしたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課主幹。

**福祉保健課主幹(伊藤敦子君)** 感染症対策に要する経費の予防接種料助成について

の御質問にお答えいたします。当初、インフルエンザの契約について、釧路管内の医師会との契約というの見込んではいなかったのですが、町内以外の医療機関で受診された方に対して、一時病院の窓口で料金を支払っていただいて、後で還付するという予定になっておりましたけれども、昨年の10月から開始になった時点で、釧路管内の医師会と全て契約が出来ましたので、ほぼ窓口で支払うという方が居なくなりまして、全て委託料の方で支払うという事になりまして、その分の扶助費ですね、窓口で支払うという方が、ほぼ居なくなったという事で90万円の減額をさせていただいております。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** 頸がん、ヒブ、肺炎球菌のワクチンの、この度の新聞報道並びに国の動向について、お答えをさせていただきます。先の2月9日に、このワクチンの関係について議決をいただいて、早速翌日から町は、診療機関の方に委託をしまして接種を開始しております。

その後、3月3日接種後に2名の方、4日に2名の方の合計4名と、その後1名の方が不幸にしてお亡くなりになられたと。因果関係については、お話があったとおり不明の所があり3月4日の夕方、厚生省の方より一時見合わせをするという発表がなされまして、その情報を最初に得たのが3月4日の深夜、釧路市の健康推進課の次長さんより電話をいただいて、夜の11時40分頃に情報を得まして3月5日、翌日町内の委託診療機関へ電話をしまして一時中止をする、見合わせるという形で連絡をさせていただいております。それと土曜日でしたけども、その翌月曜日の7日に全委託診療機関、6機関あるわけですけども、そこへ文書で一時見合わせるという形で文章を送らせていただいております。

それと、3月8日に厚生省の子宮頸がん等、ワクチン接種後、副反応検討委員会が開催されまして、その開催の中でも色々な情報を得ながら、今後のワクチン接種について検討したいという事で、ワクチンの接種について見送りをしている状態でございます。今後の国の経過を見ながら、ヒブと肺炎球菌については、今後の接種をいかにするかについて国の方の動向も見ながら、考えていきたいというふうに思っております。

それと、頸がんのワクチンにつきましては当初、在庫は十分あるという話でございましたけれども、全国的な需要増からメーカーさんの方で7月ぐらいまで、全対象者に対する接種の見込みが立たないという情報がありまして、その後、国の方からも同じような通知があったわけですが、現在、一度接種された方の2回目3回目の確保、接

種を優先して、新規の方については予約待ちという形にさせていただいております。

いずれにしても、ワクチンの状況それから、国の状況含めて経過を見ながら、対応させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** 資源物リサイクル活動奨励金につきまして、お答えをして参りたいと思います。予定よりも107万2,000円の減でございますけれども、当初予算では、リサイクル活動奨励金として基本割として5万円、それから戸数割ということで1世帯当たり300円、それを合計という事で168万円と戸数割りが108万5,000円、合わせて276万5,000円の予算計上ございました。

これの実績は207万7,000円の支出ということで、こちらの方は順調にといいますか、6月に交付をいたしております。資源物の回収割これが当初、自主的にそれぞれの自治体、町内会で回収してリサイクルセンターに持ち込んだものについて、町で売却した単価の3分の1を歓迎しますよということで、全て合わせて20万円が限度ですよということで要綱を定めたものでございます。

ところが、問題点があったんじゃないかという話も含めて申し上げますが、その資源回収割りの部分については、実際、非常に売却単価が低いという事で、それぞれ自治会町内会がトラックを借上げて、運搬する燃料代の方が高くなるんじゃないと、同じか何もならないのではないという、そういう話がございまして、年度の途中ではございましたが、要綱の見直しをさせていただいて、3分の1を2分の1に見直して、それぞれの取り組んでいただいている町内会に対して広報したものです。その結果が、44万7,216円という結果になりました。一番多かったのが榊町自治会、2番目に多かったのが、丸山自治会、その次に仲の浜自治会、貫人自治会という順になってございますけれども、多くの団体が取り組んでいただきまして、そんなことで一団体当たりの平均でいきますと、15団体が取り組んでくれたわけですが、月平均約3万円近い取り組みでございました。

ですから新年度におきましては、今年の収入実績が1,200万円台になりましたということの報告をさせていただきましたが、そのうち、出来るだけ多く還元しようじゃないかと、これは循環型社会を考える意味でそのリサイクルをしていく、そういう事で環境をよくしていく活動になるわけですから、分別のさらなる徹底も図ってもらわなければならない。そんな事から本年度、見直しをすることになりました。

本年度の見直しにつきましては、基本割を1万円に上げて6万円にしようと。それから戸数割については300円を500円にしようと。それから資源物の回収割についても2分の1から3分の2にしていこうということで、その資源物の回収割については、別枠で15万円を上限にしていこうという事で、取り組めば取り組む事ほど地域の自治会の原資になっていくと。そしてコミュニティー活動の原資として使っていただくという事で、そういう方向で、町長から指示がありましたので、予算付けも新年度では、そういうふうにさせていただいております。

それから議員お尋ねの、自治会が収集回収した資源物の金額は幾らになるのかということについては、それぞれ売却単価が出ていますから、実際のところは89万4,432円の単価回収割なんです、その2分の1ですから44万7,216円という事で、1,200万円のうちの89万4,000円約90万円が、自治会町内会が回収されたものというふうにご理解いただければというふうに思います。以上です。

**議長(波岡玄智君) 成田議員。**

**7番(成田良雄君)** それでは、41ページの予防接種解りました。それで通達が4日の深夜、そして町内の診療所、また7日に委託病院に通達してという事でございます。

また、8日にも子宮頸がん等ワクチン予防接種を副反の検討会で通達が出されたということございますけれども、これによって、一時見合わせるという事でございますけれども、該当者また町民に対して、今後どのようにこれをいち早く、やはり情報として提供すべきとこのように思いますけれども、今後どのようなスケジュールで町民にまたは該当者に通達していくのか。その点答弁お願いします。

それとリサイクルの関係でございますけれども、今、課長より報告がありましたけれども1,200万円のリサイクルの売上のうち90万円と、町内会では中々頑張ったつもりでございますけれども、本当に少ない金額だったなと。我が町内会においても3万円ちょっと、おかげさまで財源としてまた基本割、世帯割でもいただきましたので、本当に町内会としては、大きな財源を苦しい中いただいたなと。

ただ、この資源物の回収ですけれども、車の運搬誰がやるのかという事で大変な事でございます。そういう中で、3万円程の売上がありましたけれども課長言いましたけれども、今後、希望を持てるように基本割、世帯割も若干上げていただいて売上也3分の2という事で、基本割、世帯割の他に15万円という事でございます。そういう意味では、少しは張り合いがあるかと思っておりますけれども、どうか町内会にも色々声掛けをして



もらうとこういうことが大事な事だなと。これが循環型社会を作っていく、大事な視点になるなということを進めた訳です。それで例を言いますと、榊町自治会辺りは、広報でもお知らせしましたがけれども、自分たちで独自にその資源物を保管する施設を作っているんですよ。それを定期的に地域の人方に周知して、家で保管出来ない分は、そこに持ってきて溜めとくと。それを春、秋の一斉清掃の時に申し込むだとか、そういうことをやっています。それから水取場町内会なんかについてもそうです。空き家をちょっと借用して、そこに資源物を保管しておいて一斉清掃の時に運ぶというようなこともやっております。

ですから今回は、15自治会町内会でございますけども、28自治会町内会ありますから今後、4月の段階で自治会連合会の総会なんかもありますから、そんな折にでも再度、徹底をして要綱の説明、改正しますから、そのことも含めて是非取り組んでいただくよう強力に要請をしていきたいと思っております。

私につきましては、今年度で退職ですので、後任の町民課長にその辺はきちんと引き継いで行きたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長(波岡玄智君)** ちょっと次の質問者お待ちください。

先ほど中山議員の町営住宅使用にかかわって、答弁書が完成を致しましたので建設水道課長から答弁をさせます。

建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** 大変申し訳ございません。

それでは、町営住宅使用料の未納の件でございますけれども、納期到来で現在、未納になっている部分につきましては21件でございます。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 11番鈴木議員。

**11番(鈴木誠君)** 2点についてご質問を申し上げたいと思っております。まず49ページ、中山間地域直接支払交付金が補正で600万円余り増えておりますけれども、先ほどの説明では、面積が増えたというふうな説明だったかと思っておりますけれども、かなり金額が大きいですね。私の知識の範囲では400ヘクタール程増えたという計算になるのかなと思っておりますけれども、考えられることでは基盤強化法に基づく利用集積、あるいは農地法3条による賃貸契約が、それだけ増えたというふうに単純に考えていいのか。その辺のことについて、ちょっと教えて頂きたいなと思っております。

次に、59ページの町有建設車両に要する経費で1,600万円ぐらいの執行残が出

ております。これは除雪ローダーの購入にかかわってですけれども、7月29日の臨時会において財産取得ということで、除雪ローダー1台2,600万円余りで契約がされているんですけれども、この時にちょっと気が付かなかったので、お恥ずかしいのですけれども4,223万3,000円の予算が組まれておりますから、入札状況で確認しますと落札率が72.72%と非常に低いという事でありまして、多分、この手の予算計上については、それぞれメーカーから参考的な見積り等も出してもらって、計上されているのだと思いますけれども、過去この手の大小はありますけれども、色々なタイヤショベル等何台か入っているんですけれども、これ程、当初予算見積りから下がった金額での契約とは私の記憶では余りないのかなという気がするものですから、この辺の4,000万円計画して1,600万円が余ったと言うのは、通常の契約の中でどうなのかなと、ちょっと不思議な感じがするものですから、この辺についてお答え出来ればお願いしたいなと。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 農林課長。

**農林課長(箱石憲博君)** ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。ただ今11番議員さんご質問あったように、この中山間直接支払交付金制度は、22年度から第3期目に入っております。

ここで、昨年の10月頃にそれぞれの集落との協定を結ぶわけですけれども、この際に、いわゆるこの交付金が農地に対して交付されておりますので、農地面積の見直しが図られております。その1つの理由は、過去10年間1万3,000ヘクタールくらいでの交付金事業でありましたけれども、これは国が2分の1、地方2分の1。いわゆる道と町村が2分の1ずつ負担する訳ですけれども、道の予算の関係で、一部面積的に足切りされていた経過がございます。それが、第3期から復活したというのがひとつ。それと議員おっしゃっていましたが、利用集積の関係で大幅に増えております。

この1つ大きな要因につきましては、今まで、離農されていた方がいわゆる農地所有者が使用者に相対で、個人同士で借り貸ししていた部分がございます。これが、本来のこの交付金事業から見ればそういった部分については、対象外ということになっておりましたけれども、この度、農業委員会等々の指導もございまして、利用集積を図ってきたところであります。

その結果、407ヘクタールという最終的に大きな対象分付きの増になった結果であります。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** 歳出59ページの町有建設車両に要する経費の徐雪車両購入の1,601万4,000円の予算減額でございます。

22年度、当初予算計上に当たりまして業者の方から、事前参考見積りという事でいただいて、それに基づいて22年度、当初予算を計上したところでございます。その予算が4,223万3,000円ということでございます。それを受けまして、7月21日ですけれども入札を実施いたしました。

その結果、契約金額が2,621万8,500円というふうになって、結果的に予算1,601万4,500円執行残が出たということでございます。これは指名競争入札の結果というふうに私どもも捉えております。それと過去のこういう件の、このての入札の執行率につきましては承知しておりませんが、この数字72.72%の契約率でございますけれども、これ程下がったという事はちょっと記憶にないと思います。下がったのは、結果的に競争の結果ということで考えております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 鈴木議員。

**11番(鈴木誠君)** ちょっと質問しづらかったのですが、中山間の関係ですが、道の予算の関係で、前期までは縮減されたというのは私もそれなりに理解しているのですが、経営予算で22年度の計画で、それは従来のままの面積入りカウントで予算計上されていたというふうに理解していいのですね。

それで、それぞれ利用集積あるいは3条による、いわゆる正規の賃貸契約によってカウントされている面積というのは、400何ヘクタールになるのですけれども、そのうちのどのくらいの割合を占めているのか。その辺参考までに伺っておきたいと思います。

それから、除雪ローダーの関係については、現実はどうだったという事ですから、そういうふうに理解をさせていただきます。

**議長(波岡玄智君)** 農林課長。

**農林課長(箱石憲博君)** ただ今の御質問にお答えをしたいと思います。

当初予算では、前年同様の1万3,713ヘクタール分を計上してございました。昨年の10月に最終的に集落協定が結ばれまして、22年度以降の認定がされたところであります。この時点で先ほど来申し上げておりますように、約407ヘクタールの面積が増えた形になります。この407ヘクタールの内訳でございますけれども、正式な数字は、ちょっと押さえてないのですけれども、約300ヘクタール近くが利用集積第3

条で増えております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** ほかにありませんか。

10番加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 町民の苦情ばかり3点質問したいと思います。

まず1点目ですけれども、45ページのじん芥処理に要する経費のところでは質問したいんですけど、ゴミの袋ですね。黄色い袋、これ質が変わりましたよね。大きさはほぼ同じですけれども、ゴミ袋の形が変わりましたよね。それで今までのゴミ袋を、今度新しいゴミ袋に変えたというその理由を聞きたいなと思います。単価が安くなったとか、それから他にこういう理由でという理由ですね。新しいごみ袋も使っているところもあるので、ちょっと苦情が出ているのですけれども、担当の課の方に、その苦情が届いておりますかというのが1点です。

それから2点目ですけれども、59ページの公営住宅建替えに要する経費のところでは茶内の公営住宅が1棟5戸建ちました。茶内の若葉団地といいますか、A団地、B団地のの方々を対象にという事で、この募集について初めにアンケートが何月か、ちょっと忘れちゃったけれど配られまして、いつ希望するかとか、入る場合はこれだけのお金が掛かりますよみたいな簡単なものが配られまして、あそこに住んでいる住民は を付けて出したと。アンケートのつもりでいたら、今年に入って2月の初め頃でしょうか、あなたは決まりました、あなたは外れましたという通知が来てびっくりしたと。これらは、そこに住んでいる人方の偽らざる何というか気持ちの様でした。

でも、当たった人は喜んだ、外れて来た人は本当にこの怒りといいますか、要するに もっと詳しく住民を集めて、今度の5棟についてはここの範囲の人、およそ何名の人が対象ですよと。お金はこうなりますよというような激減緩和措置はこうですよとか、プリントだけではなくて、住民を集めて説明があるものとばかり思っていたのですけれども、そうではなかったと。怒った人は、決めたようだけれども、もう一回やり直してもらいたいというところまで怒っております。そういう状況があるのですが、果たして担当課はどういう手順でそれを進めて行ったのかというのを説明してもらいたい。

それは、霧多布の新しい住宅が建つ時には、本当にきめ細かな説明や希望をよく聞いて歩いてよく苦情がでないで上手にやったもんだなという、そういう記憶が私はあるんですよね。今年は、そういう面ではきめ細かなくてとっても雑だったと思います。

それから、3つ目の苦情ですけれども、これは議会の控室から出た苦情なのですが、7

7ページです。ここのページと裏の78ページですけれども訂正ですよ。議案書が配られて訂正がまた配られるという事で、なんでこんな間違いをするんだというのが、議会控室の中での苦情なんです。見ていましたら、職員数が156・157となっている職員数を155に改めるのかな。これが前年度の補正を見たのか。前年度の22年度の予算を見てやったのかと思って調べてみたんですけど、これはまた全然違う数字が出てくるんですよ。こういう間違いが何故出てきたのかという、そういう事を質問したいと思います。私、苦情ばかり3点といいましたけれども、ちょっと聞きたい部分がありました。

それは、4点目の質問になるのですが、乳幼児の医療費の問題です。37ページです。よろしいですか。乳幼児医療費の問題ですけど、10月1日から浜中町では、乳幼児医療費として中学3年生卒業の3月31日まで病院にかかっても無料ですと。

そしてまた、薬も無料で本当に助かっているという町民の声です。有難いということです。それで、この補正で言えば予算よりも、かなり使われていないというか余ったと。これで3月終わってないのですけれども、2月末でも1月末でも結構です。予算に対して、どのくらいの利用があったのかということです。人数も教えて欲しいし、それからその金額的にいくらだったのかということで答弁の方、要するに利用者がどれだけいて、何カ月でいくら掛かったのか。年間で言えば、いくらの子がなるのかなという事で、それでは1年間でどれだけの予算を組めばいいのか、足りなくなったら困るから何割増しで予算を組むとか、そういうところの説明までお願いしたいなと。以上です。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) まず、最初のじん芥処理にかかわってということで、ゴミ袋の質問がございました。ここの部分では、修繕料の関係が補正予算で出ていたのですが、関連してという事ですのでお答えをさせていただきますが、ゴミ袋を黄色40リッターそれから20リッターそれぞれ変えております。変えた理由について聞きたいということですが、実は、前年まで契約していた業者が倒産をしました。それで、新たに町内業者それから釧路の業者を含めて、版權も含めて見積もり合わせをしました。

そしたら、本当に極端に安くなったんですよ。それで黄色い20リッターのゴミ袋が9.3円になりました。それから、40リッターが13.25円相当、半分以上安くなったものですから、それでそこに変えたということです。町内業者です。そして質については、以前はさらさら状態で伸びなかったんですよ。それが今回のゴミ袋については、

少し伸びる柔らかいゴム質に変えましたので、広報でもお知らせしたように、今まで以上に裂けないし利用勝手が良いというふうに、逆に私どもは判断していました。

それで、苦情があったかという話ですけども、その話については一切聞いておりません。そんなことで、もしそういうことがあるとすれば、うちの生活環境係の方から、必ず課長の方に苦情の状況について話が出ますから、そういう対応はちゃんとしております。

それから、もう1点の31ページの乳幼児医療費の無料化にかかわる補正でございますけれども、実際のところ354万4,000円減額、これは決算見込みでございます。21年度の実績では件数は1,922件、金額で申し上げますと337万9,216円、これを月平均に直しますと112万6,000円が月平均です。これの12ヵ月で計算しますと1,351万2,000円。今申し上げましたのは、10月から12月分の3ヵ月分ですから、これは10月から制度改正、完全無料化にしていますので21年度の3ヵ月分が今言われたとおり月平均112万6,000円、これを年度に直すと1,351万2,000円。22年度の10月から12月分の3ヵ月分、これは2,388件、それで金額は471万931円、月平均で157万1,000円、これを12ヵ月で年分にしますと1,885万円ということで差し引き533万8,000円になります。

これが当初、6月議会で完全無料化の条例改正をする時に試算した600万円くらい補正が必要だよということで、約600万円補正をしたわけですけども、ほぼそれに準じているなというふうに私ども判断をしています。

ですから、平成22年度につきましても、この数字、実績を参考にしながら予算計上をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課主幹。

**建設水道課主幹(酒井俊一君)** 茶内の公営住宅の建て替えの入居の関係についてお答えしたいと思います。

まず、平成20年に設計発注前に建設戸数を確認するために、入居者の方にアンケートを取っております。それで最初16戸という事で計画しましたけれども、御存じのように鉄筋コンクリートから木造に変わりました、3棟15戸という事で進んでおりました。それで去年の9月頃だったと思いますけれども、収入調査の書類を通知する時に、今度は入居希望の意向調査ということで、1年目建設のものに希望するか、2年目か3年目かという事で希望を確認しました。その希望は最終的に9人、5戸のところ9人だ

ったと思います。

最後は確認電話をしまして、それぞれの方に住宅料が、このくらいになるという事を電話でお話ししまして、それでも希望は変わりませんねという事で確認して、その後、入居選考委員会を開きまして、9人の方から5人の方が選考されて、外れた方にはその旨通知したという事でございます。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 本日の会議時間は議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** 3点目の議案書の訂正についてでございますけれども、基本的に最も大事な部分でございまして、数字の間違い、それから文字の間違いとあった訳でございますけれども、常に細心の注意を払って議案書の作成にかかわらず、いろいろな作業、事務作業をしているつもりですけれども、お配りした後に間違いが発見されて訂正、差替えしていただいたということに深くお詫び申し上げます。

今後、細心の注意を払いまして事務にあたって参りたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。間違いに理由と申しますが、それらにつきましては、単純な間違いが主なものでございまして、特にどうのこうのという、先ほど議員さんもおっしゃったように、去年のそのままではないかとかという、そんな単純な間違いでございますので、今後とも細心の注意を払って事務にあたって参りたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 今の総務課長から単純な間違いと、間違ふ時はみんな単純なんですよね、分かります。私も凄く間違えるので。

それで、自分で一生懸命やっていると自分で間違いは気付かないんですよ。今回の場合はどうやって見つけたのか。その技を聞きたいなと思います。今後、こういう事の無いようにという事では、自分たちもそうですけれど身を引締め望みたいと思うのです。

それと数字の場合、ここに出てくる数字の場合は100%、自分達議員が信頼しているんです。最初、議員になった頃間違っているのかなと思って、一生懸命電卓をたたいてみたのですけれども、全然間違っていないことが判明しまして間違いだよと指摘することが出来ないくらいきちんとなっていたので、それだけ信頼しているので、やっぱり後

で間違えに気付いて裏で操作したとか、そういうことは考えたくもないので、しっかりやってもらいたいなとそういうふうに思います。

次に、町民課の関係のゴミの袋ですけれども、苦情は柔らかくなったという事です。その部分で、40リッターの袋が、特にそうですけれど、生ごみを沢山入れますよね、そうすると持つとシューっと伸びるというんですよ。切れちゃうというのが、私も実際に見せてもらったんですけどそういう苦情でした。20リッターのものは、何とかシューっと伸びないんですけど、40リッターのものは相当入るため伸びちゃうという事があるので、これは町民にどういうふうに説明したら宜しいかなという事を、ちょっと自分でも考えてみたいと思うのですけれども、余り重たいものを入れるなということかなとは思っているのですけれども。

それから、乳幼児の医療費の計画については了解いたしました。

最後に今、建設水道課長が説明したとおりのことしか住民に説明されていない。アンケートって来ているのだから、それぞれ最後まで責任あるようなは付けないんですよ。ですから、あの地域に住んでいる住民の方々は、住民がどれだけの人数の人が希望しているのか、まずそれを知りたかったと。そういうのを知らされていないから、アンケートで を付ける時には、最初の年に希望する人は20人も居たら困るから2回目にしようかな、3回目にしようかなと を付けていって、そんな程度でやったという、もう少し15棟3年間で建てるんだけれど希望者はこれだけ居るんだと。もしオーバーした場合は、どういう人が優先されて行くんですよ、くらいな事や、あるいは激減緩和措置家賃の関係であると思うのですけど、それがどうなのかというものを、表には出していたのですけれども、これもやっぱり聞きたいところがあったんだというのがあります。

それから、移転費用として6万円くらい町から支給されるようになっているというのですけれども、当たった人が、ストーブ煙突をつけるのが昔ながらの煙突ですけど、FFですか、その煙突を造るというそれでない駄目だと言うんですよ。それ買うのに6万円か買えるかいという、そういう話もあるし、私は全く説明不十分だったと思います。

それで、今回決まったものはしょうがないです。来年、再来年はこうなりますよという事を、該当者、あそこに住んでいる方々にみんな集まってもらって説明するということが私は大事かなと思うのですけれども、そういう事をやる考えはありますか。

**議長(波岡玄智君)** 総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** 議案書の訂正の関係ですけども、どうやって見つけたかというご質問ですが、議案書にかかわらず、私たち事務仕事、書類を作ったりする場合に、必ず複数の目でチェックしながらやっております。

この度も、配布する前に複数の目できちんと見ているつもりですけども、配付した後に間違いが判明しまして、いわゆるどうやってやったかという事ですけども、沢山の複数の目で確認しながら常に事務を進めております。そこで発見されたということになります。

今後ともきちんとやっていきたいと思っていますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** ごみ袋の関係ですけども、今、初めてお聞きしました。その苦情については、議員が自分でお答えのように、やっぱり入れないことが一番なんです。無理して詰めて入れることで、重量が重くなったら当然伸びますよね。私どもは、逆に使い勝手が良く良くなったというふうに自負しているんです。

ですから、その辺をちょっと町民にどう説明すれば良いのかということですけども、たくさん入れないでくださいという事をまずお願いするのと、実は、私ども新年度予算から、生ごみの資源化というのを考えております。それで、資源物化にするということで、生ごみを今の料飲店組合だとかセイコーマートさんとか、あと農協の惣菜関係それから給食センター、それらにお願いをして、生ゴミを堆肥化するようなことを考えているんです。その資源化がうまくいくということになれば、今度、一般家庭から出る生ごみについても回収していくと、そうすることによって生ごみの量は減っていく訳です。それで40リッターの黄色い袋に入れるのが燃えるごみくらい。そういうふうになってくるのかなというふうに思っております。

ですから、当面23年度予算では、試験的に生ごみの資源化をやってみようという事で今考えておまして、これが軌道に乗ればどんどん減っていくと。そんなことで、そういう計画もあるよということで議員さんも住民に苦情があったら、将来そうなるので協力してください、というようなことをお伝え願えればと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課主幹。

**建設水道課主幹(酒井俊一君)** 公営住宅の建て替えに関してでございますけれども、

建設水道課に、公住の入居管理が来まして初めての建替え工事でありまして、不慣れな点も多々ありましたけれども、今議員さんおっしゃられた事を踏まえまして、次年度の入居に関しては、再度検討しまして説明会等も行う事も視野に入れまして、考えたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 1点だけ質問します。副町長に。私その住民にちょっと約束しちゃったんですよ。こういうのは、個人的に紙1枚配られて電話で、どうのこうのと言われて解決する問題ではないと。やっぱり該当する人方は同じ言葉で、同じものを聞いて判断出来るように、近いうちに住民の集まりを持ってもらうように、町にお願いしますからと言って満足してもらったんです。

それで、是非そういう集まりをもって説明会を開いてもらいたいと思うのですけれども如何でしょうか。

**議長(波岡玄智君)** 副町長。

**副町長(松本博君)** 今、急に振られて、その丁寧な対応というのは色々な方法はあろうかと思えますけれども、大切なことだというふうに思っております。議員がその方と約束されたと言われますけども、今これから十分、建設水道課ともその辺のところ話をして、そのような方向になるように、私の方もお話を進めて行きたいというふうに思っています。

そして今度は、あそこは3年連続の建物になるかと思いますので、1年目はそうでしたけれども、2年目はちゃんと話も聞いてくれたよとか、そういう情報はちゃんと伝わっているよというような、公住の入居者の選考になるように2年3年目はそういう方向で進めて行きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 3番竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 私は2点お願いしたいと思います。

1つは基金の積立の関係です。これは29ページですが、ここで財政調整基金の積立金がございます。説明によりますと、大体剰余の見込額がというふうに言われたのですが2分の1くらいを大体積立ると、剰余の2分の1を積立るとというのが普通、この財政調整基金の積立の内容だというふうに私は理解しているのですが、これはそのぐらいのこの倍近い金額が剰余金として、見込まれるというふうに解釈してよろしいのか、どうなのか。これが1点であります。

それから、きめ細かな交付金の事業で、これは31ページですけれども、それぞれ解体するということで、3つの解体工事が出されています。この中で、アスベストの危険性というのは全く無いのかどうなのか。この点をお聞きしたいというふうに思います。その2点についてお願い致したいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 税財政課長。

**税財政課長(松橋勇君)** 財政調整基金の積立額にかかわる御質問にお答えいたします。議員おっしゃった、いわゆる剰余金の2分の1を積立てるというお話でございますけれども、これにつきましては、地方財政法の第7条に決算剰余金が出た場合には、翌々年度2年間で、その剰余金の2分の1以上を積み立てなさいという、そういう規定がございます。2分の1の積立につきましては、平成22年の第4回定例会で既に4,100万円の積立を完了しているところでございます。

それで、この度、提案しております1億2,100万円の積立でございますけれども、こちらにつきましては、3月の決算剰余金の見込み額が3億2,100万でございます。これにつきましては、特に法律で定めた積立ではございませんけれども、将来の不足の支出に備える意味での積立でございますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**町民課長(川村義春君)** きめ細かな交付金の解体工事に伴うアスベストの心配が無いのかという御質問でございました。21年当時だったと思います。アスベストが各地でいろんな問題がありました。

それで、町内にある公共施設、殆んどについて調査をした結果があります。その時に最初に2回調査をしたわけですけれども、最初にやった時に霧多布保育所と、それから福祉保健課の2階のはりの部分、影響あるよというようなことで再調査をしたんです。

その結果、出なかったんですね。それでその後に、更にアスベストの基準が改正されて、もう一度調査をしました。その時も出なかったです。疑いとしては、散布の漁村センターの上の部分もありましたから、それを含めて調査した場合に、浮遊もなかったし、そういう施設について、アスベストの問題はなかったということでありましたから、今回の3つの解体についても、公共施設調査を一旦しているはずですので、私の記憶からいけば、問題はないというふうに理解をしております。以上です。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** そうしますと財政調整基金の積立については、現在の、現時点

でいくら残と言いますか額どのぐらいになりますか。そのことをお聞きしたいという事がひとつであります。

それから今、アスベストの問題については分かりました。ちょっと私、落としたのですけれども、このきめ細かな交付金の事業の中で、駅前の舗装の問題ですね。広場の整備の問題が出ています。残るのは、姉別のJRの駅前と言うことになるわけですが、これは、いつか私が質問した記憶があるんですけども、あそこに公営住宅がございます。それに通ずる道路が当時は無かったということで、いろいろお話を伺ったのですが、今回、その事は解決できているのかどうなのかということと、残りの姉別のJRの広場ですね。これは年次計画で眼中にあるのかどうなのか。この点についてお聞きしたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 税財政課長。

**税財政課長(松橋勇君)** 財政調整基金の積立額についてお答えいたします。この度の予算が通りまして1億2,100万円積まれた結果として、結果の数字をお答えいたします。3月31日時点でございますけれども、5億5,457万7,000円となる見込みでございます。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** きめ細かな交付金の茶内駅前広場にかかわりましてお答えいたします。御承知のとおり花咲線の駅は茶内・浜中・姉別と、浜中町には3つの駅がございます。昨年、交付金を使いまして浜中の駅前やりました。今回また、この交付金で茶内の駅前やります。残っているのは、今おっしゃった姉別でございます。これもJRと協議になりますけれども、だとすれば、財源をどうするのかというところから、スタートしなければなりません。今のところ財源見通しも立っておりませんので、残念ながら姉別は予定してございません。姉別の公住の前ですけれども、公住の中は道路という認識はございません。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 竹内議員。

**3番(竹内健児君)** 道路がありまして、ちゃんと公道があって公営住宅までの道路ですよ。駅前の公営住宅です。二階建ての4戸のあそこに入る道路が、今まで確保されていなかった。それで私は質問したことがあるんです。それについては、どうなっているかということをお聞きしているんです。解決ついたのでか。全く解決ついていないのか。それは、どうなっているかということですが。

それと、今JRの舗装の関係ですよね。答弁の中では、予算があればという言い方なのですが、地元にしてみますとやっぱり随分不満があるわけですよ。ちょうど広場に通ずる道路から、広場に通ずるところは私有地になっているというような事で、あそこに砂利を入れてもらうとか中々、スムーズに行かないという事もあるのでしょうかけれども、實際上、そういう今茶内であればJAの土地もあると。それも一緒に整備をやるんだということになれば、そういう問題の解決はつくのかなと思ったものですから、今聞いたんです。

それから公営住宅の取りつけ道路。公営住宅までの進入道路が解決ついていないというふうに分かるのですけれども、それはお調べになった結果でしょうか。

**議長(波岡玄智君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(佐藤佳信君)** ちょっと確認をさせてください。ちなみに町営住宅は町有地の中に建っていますので、町営住宅のその周辺の道路といいますか、通路といいますか、それは団地内通路という事で考えています。団地内通路は町道では無いという事です。

**議長(波岡玄智君)** いいですか。今、質問されている内容が良く分からない。会期中に現場に行って調べてもらって、しっかりと認識した上でそういうことじゃないですか。内容がよく分からないという事らしいです。

ですから、特例として、再度質問してください。先ほどの竹内議員の質問の内容良く分からないという事です。

**3番(竹内健児君)** 道道があるわけですよね。道道の根室に向かって左側に駅があって、右側駅に向かって右側に2階の4戸建てがあるんです。公営住宅。そこに入る進入道路が無いわけです。左側の駅の所は、駅の広場の道路としては無いんです。

だから右側も、公住に行く道路はないんです。道道から進入する道路は無いんです。そういう事を言っているのです。それは、ずっと前に私質問した覚えがあるんです。今のお答えだとその町有地の中に建っているのだから、良いんだというお話でしょ。そういうことを言っているんです。

**議長(波岡玄智君)** 調査の為に暫時休止します。

(中止 午後 5時23分)

(再開 午後 5時24分)

**議長(波岡玄智君)** 今の議論の中で、ご案内の通り答弁する資料を今持ち合わせて

いないという認識でありますので、良く精査した中で、後日答弁をするように図りたいと思います。よろしいですか。それでいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** これで、質疑を終わります。

討論云々まで行きたかったのですが、ここで本日の会議を終了したいと思います。

今の答弁がなければ完全な会議が成立しないという判断を致しましたけれども、それはまた別にして、後日報告するというので、この補正予算についての審議についての進行、取り計らいは、討論をもって、それから採決という形でお諮りしてよろしいですか。

**議長(波岡玄智君)** これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから議案8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 延会の議決

---

**議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会することに決しました。

---

### 延会宣告

---

議長（波岡玄智君） 本日はこれをもって、延会いたします。

（延会 午後 5時31分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員